UBS

投資信託説明書
（請求目論見書）

2018.6.6

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド
（毎月決算型）／（年２回決算型）

追加型投信／国内／株式／インデックス型

本書は、以下の異なるファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されております。

・ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）
・ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）

この冊子の前半部分は「ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）」の「投資信託説明書（請求目論見書）」、後半部分は「ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）」の「投資信託説明書（請求目論見書）」です。

UBS

投資信託説明書
（請求目論見書）

2018.6.6

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド
（毎月決算型）

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2018 年 6 月 5 日に関東財務局長に提出しており、2018 年 6 月 6 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	： 2018 年 6 月 5 日
発行者名	： ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長　三木　桂一
本店の所在の場所	： 東京都千代田区大手町一丁目５番１号　大手町ファーストスクエア
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－　目　次　－

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 2
　第１【ファンドの状況】…… 2
　第２【管理及び運営】…… 35
　第３【ファンドの経理状況】…… 40
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 54
第三部【委託会社等の情報】…… 55
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は 3.24%（税抜 3.0%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2018 年 6 月 6 日から 2018 年 12 月 5 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数を当ファンドのベンチマークとします。

※ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）に関して、ＭＳＣＩはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
追加型投信	海　外	債　券	特殊型
	内　外	不動産投信	
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）			ファミリーファンド	
	年６回 （隔月）	欧州		
		アジア		
	年 12 回 （毎月）			ＴＯＰＩＸ
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	
	その他 （　　）	アフリカ		
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））		中近東 （中東）		その他 （ＭＳＣＩ ジャパン高配当利回り指数）
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（株式　一般)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 「MSCIジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。

・「MSCIジャパン高配当利回り指数」は、市場全体に対し相対的に高い配当利回り銘柄で構成されています。
・「MSCIジャパン高配当利回り指数」を当ファンドのベンチマークとします。

2 当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。

・UBS独自開発のポートフォリオ・マネジメント・システムは、指数の構成銘柄・構成比率の変更、指数への連動性、ファンドにかかる資金流出入、売買コスト、個別銘柄特性等の膨大なデータを多面的に分析し、効率的な運用を目指すものです。
・運用の効率性を高めるための手段として、先物取引を利用する場合があります。

3 ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンド受益証券への投資を行います。

・マザーファンドを通じて主要投資対象である「MSCIジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に投資を行います。
・マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに、運用に関する権限を委託します。

4 毎月決算を行います。

・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
※詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■ MSCIジャパン高配当利回り指数とは

・MSCIが開発したスマートベータ型運用で、MSCIジャパン指数から配当利回りの高い銘柄群が抽出されています。
・配当利回りの高さだけでなく、継続性・成長性などの配当の質や、収益・財務など企業の質も考慮されています。

■「MSCIジャパン高配当利回り指数」の相対的な魅力

良好なパフォーマンス	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」は長期的に市場全体(TOPIX)を概ね上回るパフォーマンスを示しています。 ・年次のパフォーマンスでは、2017年までの過去12年のうち10回、TOPIXを上回っています。
高い配当利回り	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」はTOPIXに対し配当利回りが高い水準となっています。 ・高配当がリターンを下支えるため、長期投資によるトータル・リターンの向上が期待されます。
低いリスク特性	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」のリスクはTOPIXなどに対し相対的に低い傾向が見られます。

※上記は、MSCIジャパン高配当利回り指数の特性について理解を深めていただくことを目的として、あくまでもご参考として記載したものです。当ファンドの運用実績ではありません。

2018年3月末現在

■ スマートベータとは

・MSCIジャパン高配当利回り指数は、従来の時価総額型指数とは異なり、特定の要素に基づいた指数(スマートベータ型運用)と言われています。
・過去の実績では、MSCIジャパン高配当利回り指数は長期的に市場平均(TOPIX)を上回るパフォーマンスを示しています。

■スマートベータ型運用の概念

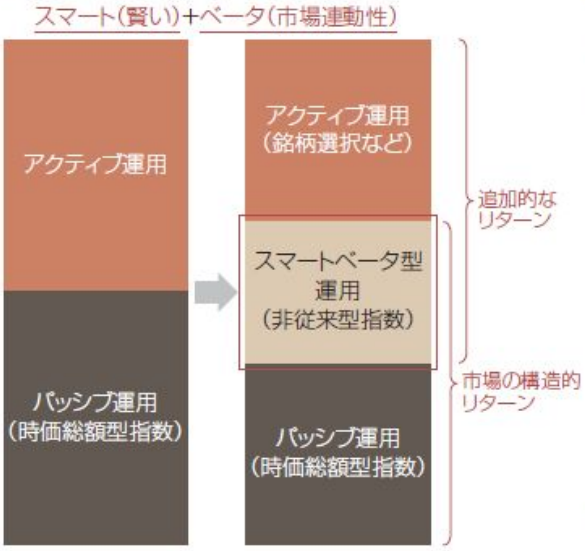

出所:各種資料を基にUBSアセット・マネジメントにて作成
上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■MSCIジャパン高配当利回り指数とTOPIXの推移
(2005年12月末～2018年3月末)

出所:トムソン・ロイター
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

◎ 運用プロセス

厳格な運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。

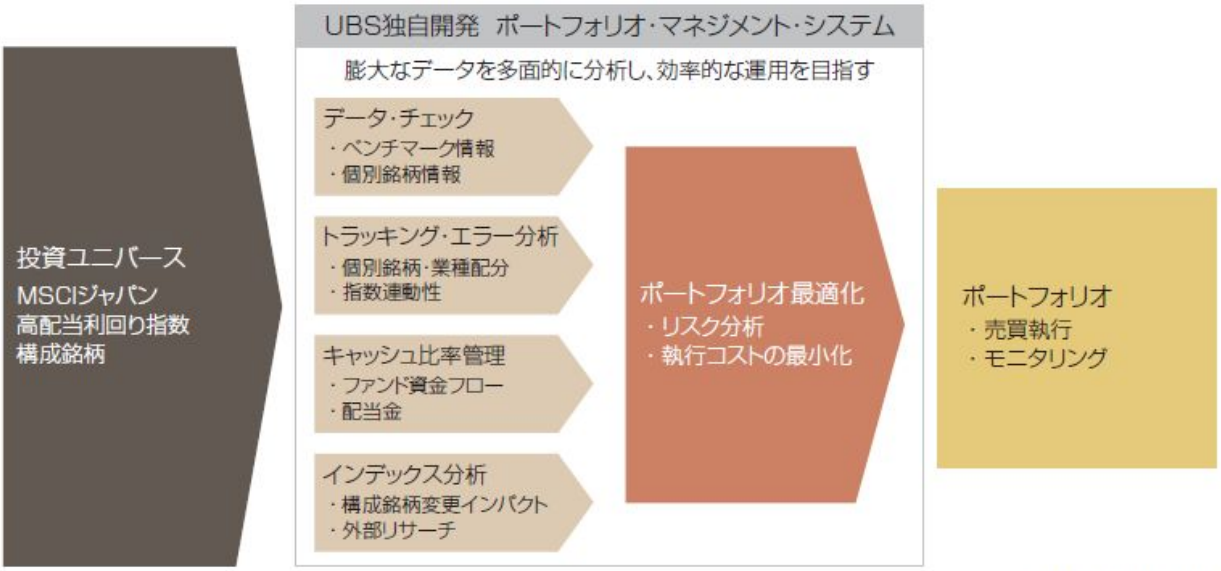

2018年3月末現在

◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS MSCIジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

※「UBS MSCIジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」の運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに運用の指図に関する権限を委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

・委託先名称:UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Asset Management(Americas)Inc.)

・委託の内容:有価証券等の運用

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資	行いません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎月の決算時(原則として毎月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。

[イメージ図]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

［投資信託で分配金が支払われるイメージ］

◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

［計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合］

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

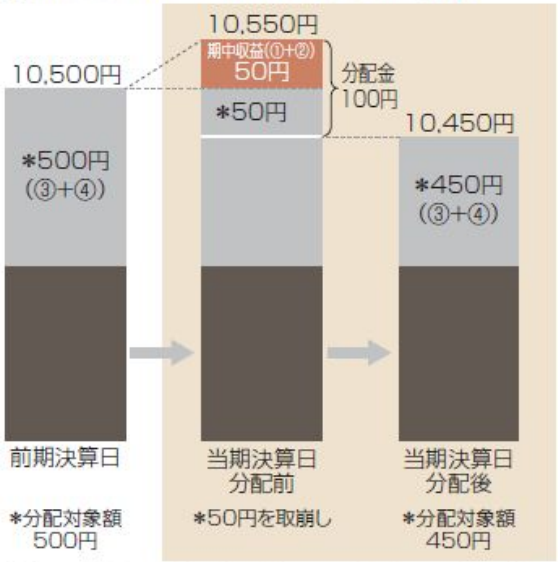

【前期決算日から基準価額が下落した場合】

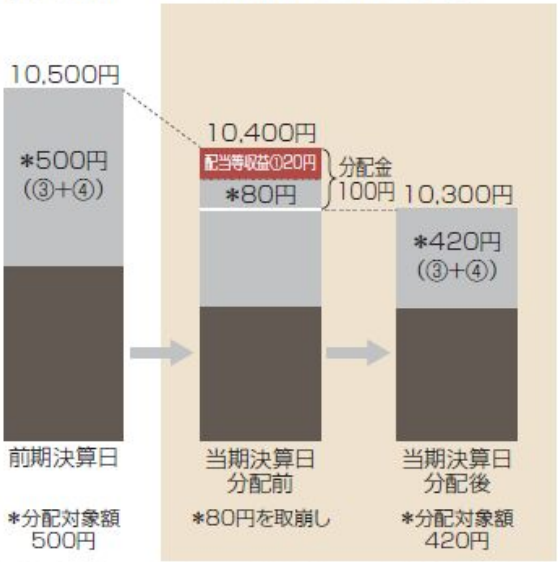

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

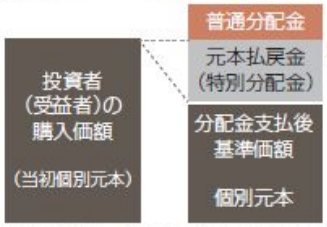

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

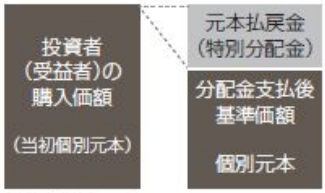

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

④　信託金限度額

・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2016 年 6 月 14 日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

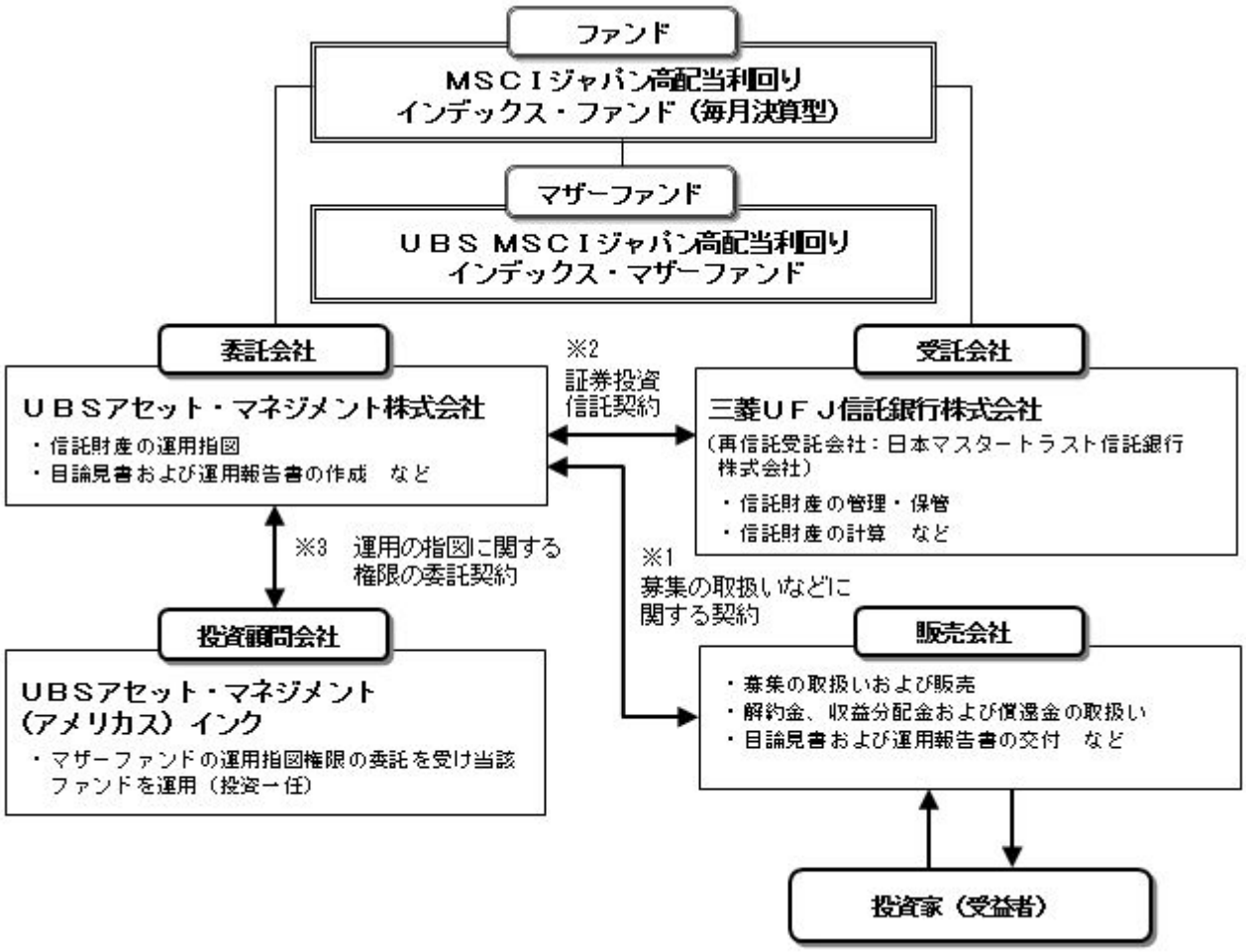

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2018年3月末現在）

1）資本金

2,200百万円

2）沿革

1996年4月1日　：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日　：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日　：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日　：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日　：UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。
② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に実質的に投資を行います。
③ マザーファンドの運用においては、当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
④ マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。
⑤ 実質的な株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。
⑥ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）＞

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1）特定資産
　イ）有価証券
　ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）に係る権利
　ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
　ニ）金銭債権
2）次に掲げる特定資産以外の資産
　イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書
2）国債証券

３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第１項第 4 号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
９）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11）コマーシャル・ペーパー
12）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～12）の証券または証書の性質を有するもの
14）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18）預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19）外国法人が発行する譲渡性預金証書
20）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21）抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23）外国の者に対する権利で 22）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、13）ならびに 18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および 13）ならびに 18）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14）および 15）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲
信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、資金の借入れを行うことができます。

＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞
わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいい、約款第 19 条、第 20 条および第 21 条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ）約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）
ニ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（約款第 16 条に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
９）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11）コマーシャル・ペーパー
12）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～12）の証券または証書の性質を有するもの
14）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18）預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19）外国法人が発行する譲渡性預金証書
20）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21）抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23）外国の者に対する権利で 22）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、13）ならびに 18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および 13）ならびに 18）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14）および 15）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲
信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、資金の借入れ等を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ※ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンドに関して、ＭＳＣＩはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資方針	① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。 ② 主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に投資を行います。 ③ 当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。 ④ 株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。 ⑤ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑥ UBS アセット・マネジメント（アメリカス）インクに、運用の指図に関する権限を委託します。 ⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBS アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

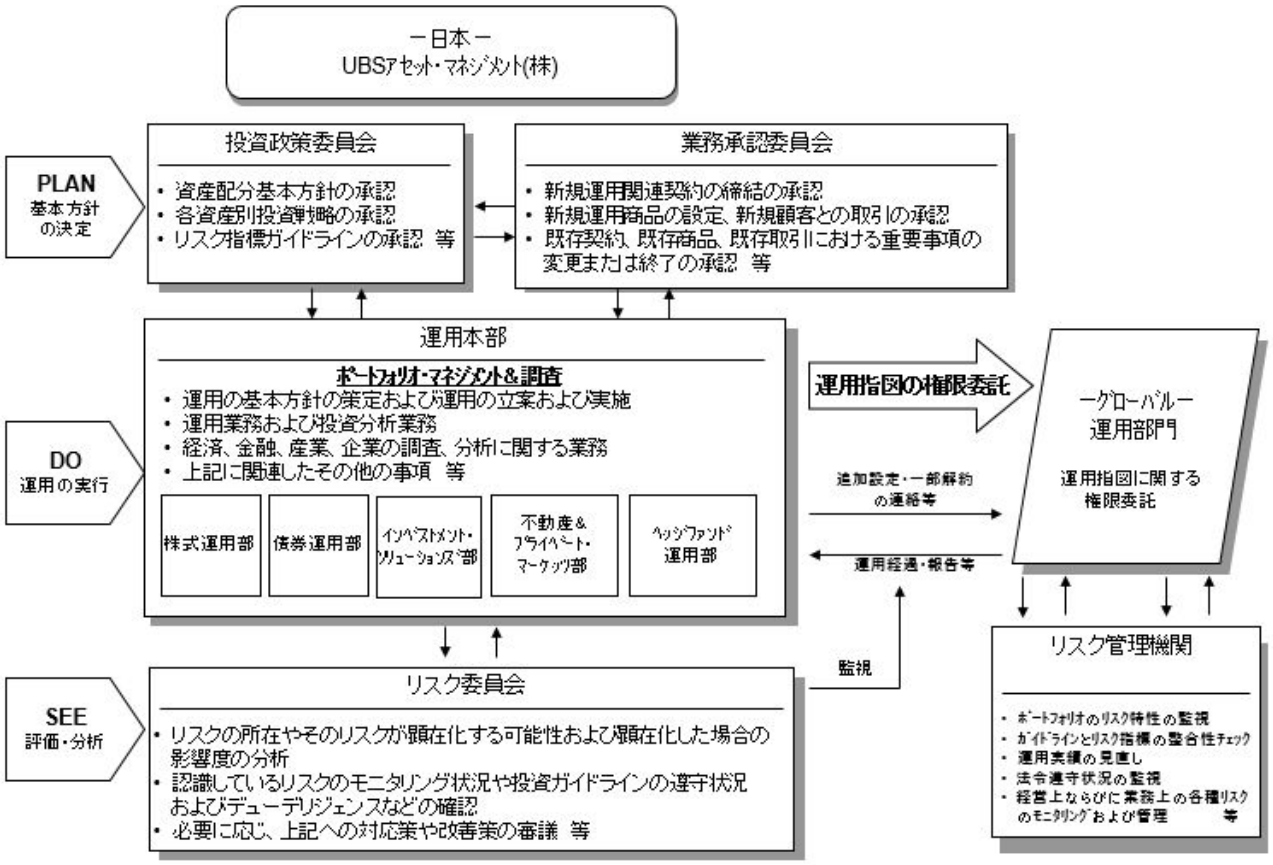

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20 名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の 5～10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の 12 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の 14 名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2018 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎月 5 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

2）収益分配金額は、上記１）の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）＞

1）株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

3）外貨建資産への実質投資は行いません。

4）デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目

論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7）信用取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売り出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8）先物取引等の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9）スワップ取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）10）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11）有価証券の貸付の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
12）有価証券の空売りの指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第 27 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
13）有価証券の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
14）デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
15）資金の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入れ期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資に係る借入れ期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞
１）株式への投資割合には、制限を設けません。
２）投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
３）外貨建資産への投資は行いません。
４）デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7）信用取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売り出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8）先物取引等の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9）スワップ取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）10）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）有価証券の空売りの指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第 25 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13）有価証券の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

１）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式の価格変動リスク

１）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

２）信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

② 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜その他の留意点＞

① 当該指数からの乖離に関する主な留意点

当ファンドは、基準価額の変動率を、ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数の変動率に連動させることを目指しますが、当該指数採用銘柄とファンド組入銘柄の比率の不一致、当該指数採用銘柄の変更やファンドの追加設定・解約の影響（例えばポートフォリオの調整を行う際の株式の約定価格と基準価額評価に使用する株価が相違する場合など。）、売買コストや信託報酬等の費用負担等により、当該指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合があります。また、TOPIX 先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合には、当該指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率の乖離要因となる場合があります。
主に以下の理由から指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

・ファンドは、当社独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れないこと
・ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
・ファンドの追加設定・解約の影響（例えば実際の資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること。）
・ファンドは、信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
・ファンドにおける株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
・当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響
・当該指数との連動性を高めるための手段として TOPIX 先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合があることの影響
・ファミリーファンド方式で運用するため、他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じる影響

② クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

（2）リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は 2018 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

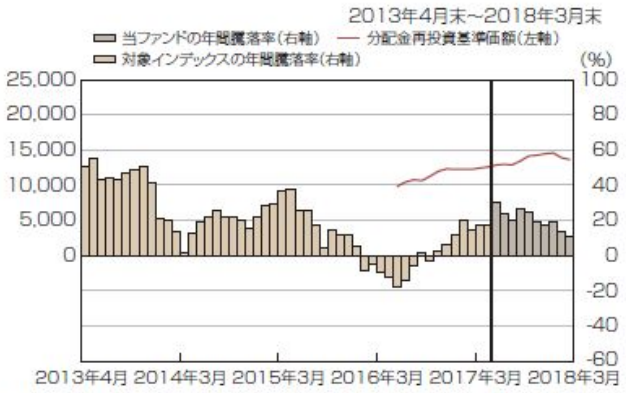

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、2017年5月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

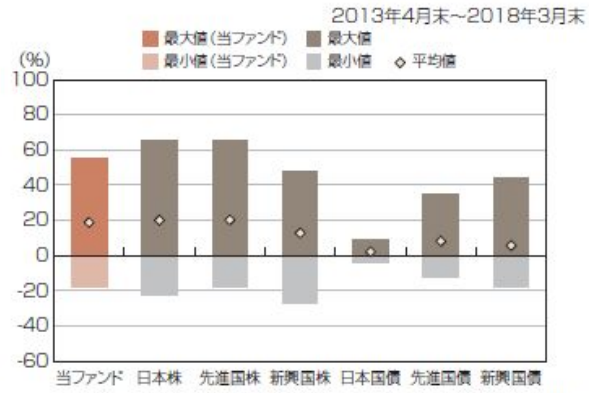

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	55.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△ 17.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	18.9	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.8748%（税抜 0.81%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.81%	0.45%	0.32%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 売買委託手数料等
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ 監査費用
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書等の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の１．から６．の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。
前記③および④の１．から６．の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料

※前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

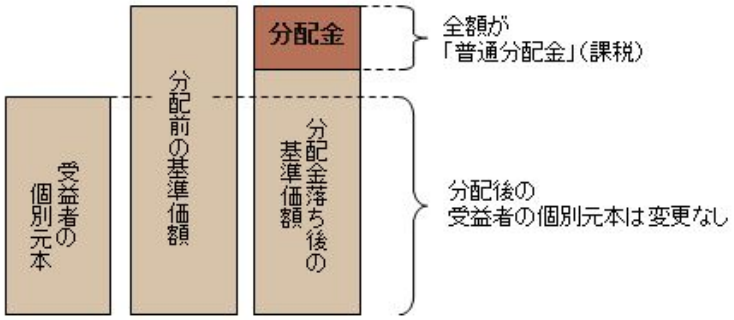

ロ）、ハ）の場合

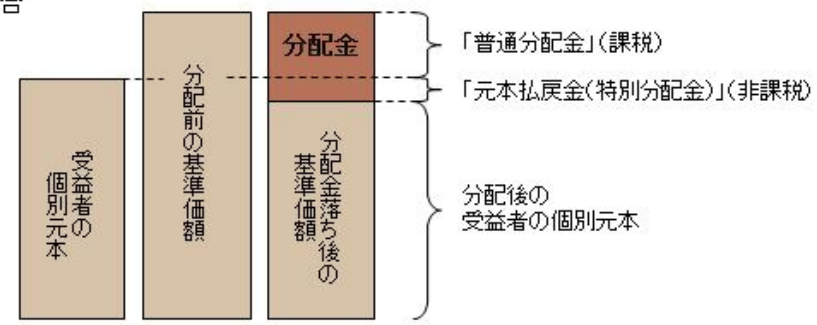

※上記は 2018 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型)】

以下の運用状況は 2018 年 3 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,490,905,037	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△148,373	△0.01
合計(純資産総額)		1,490,756,664	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド	1,074,371,289	1.3634	1,464,866,281	1.3877	1,490,905,037	100.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１特定期間末　（2016 年 9 月 5 日）	109	109	1.0878	1.0878
第２特定期間末　（2017 年 3 月 6 日）	432	434	1.2203	1.2263
第３特定期間末　（2017 年 9 月 5 日）	615	618	1.2085	1.2145
第４特定期間末　（2018 年 3 月 5 日）	1,382	1,389	1.2422	1.2482
2017 年 3 月末日	447	—	1.2007	—
4 月末日	478	—	1.2120	—
5 月末日	500	—	1.2203	—
6 月末日	456	—	1.2419	—
7 月末日	592	—	1.2457	—
8 月末日	619	—	1.2328	—
9 月末日	682	—	1.2810	—
10 月末日	670	—	1.3387	—
11 月末日	744	—	1.3454	—
12 月末日	1,381	—	1.3576	—
2018 年 1 月末日	1,406	—	1.3626	—
2 月末日	1,415	—	1.2931	—
3 月末日	1,490	—	1.2637	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	2016 年 6 月 14 日～2016 年 9 月 5 日	0.0000
第２特定期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 3 月 6 日	0.0240
第３特定期間	2017 年 3 月 7 日～2017 年 9 月 5 日	0.0360
第４特定期間	2017 年 9 月 6 日～2018 年 3 月 5 日	0.0360

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2016年 6月14日～2016年 9月 5日	8.8
第2特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	14.4
第3特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	2.0
第4特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	5.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2016年 6月14日～2016年 9月 5日	101,024,801	―
第2特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	363,074,928	109,499,397
第3特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	268,010,098	112,972,342
第4特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	707,228,310	103,786,344

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月 30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,097,518,350	97.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	46,182,534	2.15
合計(純資産総額)		2,143,700,884	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	57,700	1,974.44	113,925,549	2,066.50	119,237,050	5.56
日本	株式	第一三共	医薬品	32,100	3,649.71	117,155,733	3,526.00	113,184,600	5.28
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	102,400	1,107.31	113,388,927	1,104.00	113,049,600	5.27
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	30,500	3,606.65	110,002,918	3,660.00	111,630,000	5.21
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	16,100	6,816.86	109,751,497	6,825.00	109,882,500	5.13
日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	39,100	2,740.29	107,145,678	2,716.50	106,215,150	4.95
日本	株式	小松製作所	機械	29,800	3,624.68	108,015,705	3,547.00	105,700,600	4.93
日本	株式	ＳＵＢＡＲＵ	輸送用機器	30,300	3,606.19	109,267,766	3,487.00	105,656,100	4.93
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	21,900	4,619.80	101,173,751	4,624.00	101,265,600	4.72
日本	株式	キヤノン	電気機器	25,700	3,896.43	100,138,459	3,853.00	99,022,100	4.62
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	36,100	2,635.23	95,131,998	2,716.50	98,065,650	4.57
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	19,200	4,981.65	95,647,694	4,900.00	94,080,000	4.39
日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	26,800	3,258.07	87,316,295	3,355.00	89,914,000	4.19
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	29,000	3,031.24	87,906,079	3,066.00	88,914,000	4.15
日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	84,900	1,027.32	87,220,246	1,030.50	87,489,450	4.08
日本	株式	大東建託	建設業	3,800	17,737.69	67,403,237	18,390.00	69,882,000	3.26
日本	株式	積水ハウス	建設業	33,700	1,825.10	61,506,032	1,942.00	65,445,400	3.05
日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	28,300	1,837.06	51,988,968	1,970.00	55,751,000	2.60

日本	株式	Ｔ＆Ｄホールディングス	保険業	27,500	1,692.07	46,531,925	1,688.50	46,433,750	2.17
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	6,300	5,856.84	36,898,150	6,350.00	40,005,000	1.87
日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	6,900	4,299.61	29,667,322	4,235.00	29,221,500	1.36
日本	株式	日本航空	空運業	6,400	4,206.68	26,922,752	4,282.00	27,404,800	1.28
日本	株式	コニカミノルタ	電気機器	29,100	926.53	26,962,044	912.00	26,539,200	1.24
日本	株式	ＪＳＲ	化学	10,200	2,439.16	24,879,445	2,393.00	24,408,600	1.14
日本	株式	アマダホールディングス	機械	18,600	1,347.71	25,067,419	1,292.00	24,031,200	1.12
日本	株式	帝人	繊維製品	11,600	2,030.27	23,551,198	2,001.00	23,211,600	1.08
日本	株式	ローソン	小売業	2,700	6,836.54	18,458,666	7,250.00	19,575,000	0.91
日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	9,500	1,972.34	18,737,319	1,952.00	18,544,000	0.87
日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	7,200	2,486.32	17,901,519	2,463.00	17,733,600	0.83
日本	株式	ダイセル	化学	14,800	1,190.30	17,616,440	1,162.00	17,197,600	0.80

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	6.31
		食料品	4.15
		繊維製品	1.08
		化学	6.02
		医薬品	5.28
		ゴム製品	6.42
		鉄鋼	0.41
		機械	6.05
		電気機器	5.86
		輸送用機器	20.54
		空運業	1.28
		情報・通信業	15.78
		卸売業	5.56
		小売業	0.91
		銀行業	1.77
		保険業	7.14
		その他金融業	2.60
		不動産業	0.69
合計			97.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2018年3月30日現在)

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2017年11月	60円
2017年12月	60円
2018年1月	60円
2018年2月	60円
2018年3月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	960円

主要な資産の状況(2018年3月30日現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	投資比率
1	伊藤忠商事	卸売業	5.56%
2	第一三共	医薬品	5.28%
3	日産自動車	輸送用機器	5.27%
4	本田技研工業	輸送用機器	5.21%
5	トヨタ自動車	輸送用機器	5.13%
6	NTTドコモ	情報・通信業	4.95%
7	小松製作所	機械	4.93%
8	SUBARU	輸送用機器	4.93%
9	ブリヂストン	ゴム製品	4.72%
10	キヤノン	電気機器	4.62%

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを100.01%組入れております。
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2018年3月30日現在)

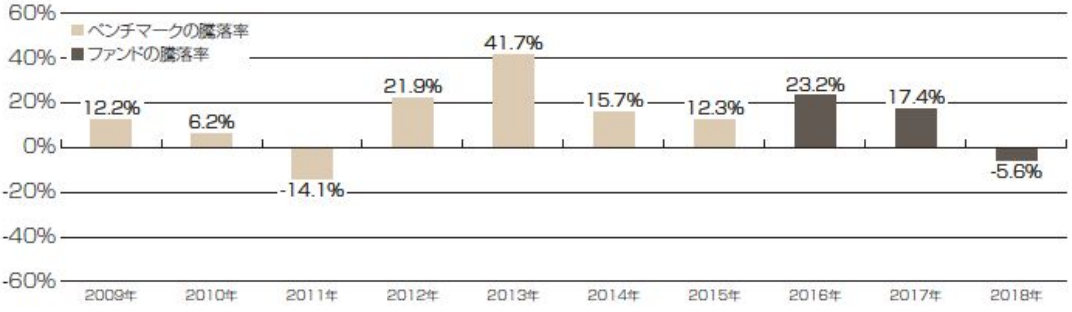

※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※2016年については当初設定日(2016年6月14日)から年末までの騰落率、2018年は年初から3月末までの騰落率。
※2015年以前はベンチマークの騰落率。

ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（６）申込単位（当初元本１口＝１円）

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（７）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

該当事項はありません。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（５）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）解約単位

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

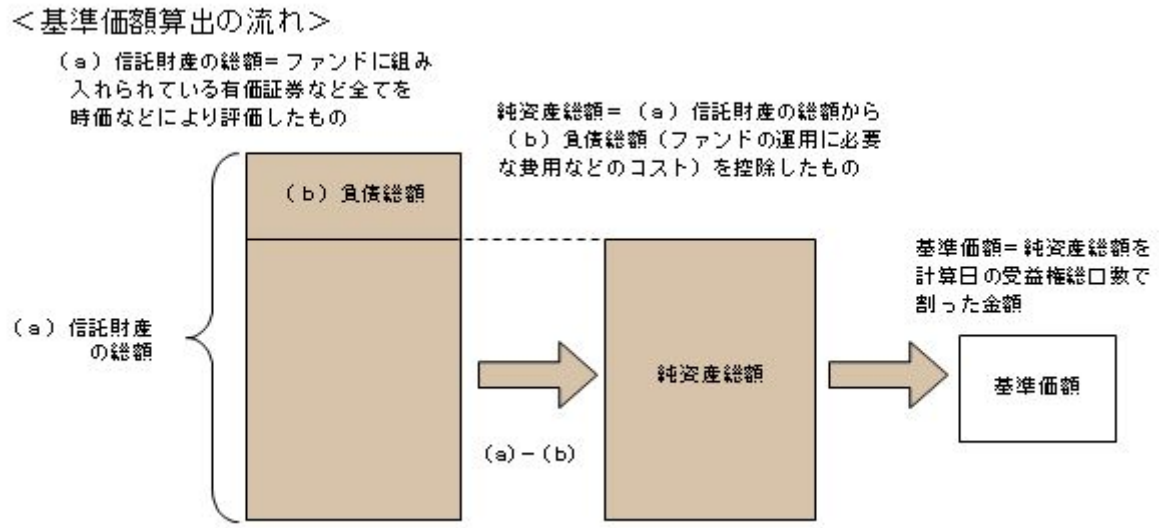

② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2026 年 9 月 7 日までとします（2016 年 6 月 14 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎月 6 日から翌月 5 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）当初信託設定日より１年経過後（2017 年 6 月 14 日以降）に受益者の解約により純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

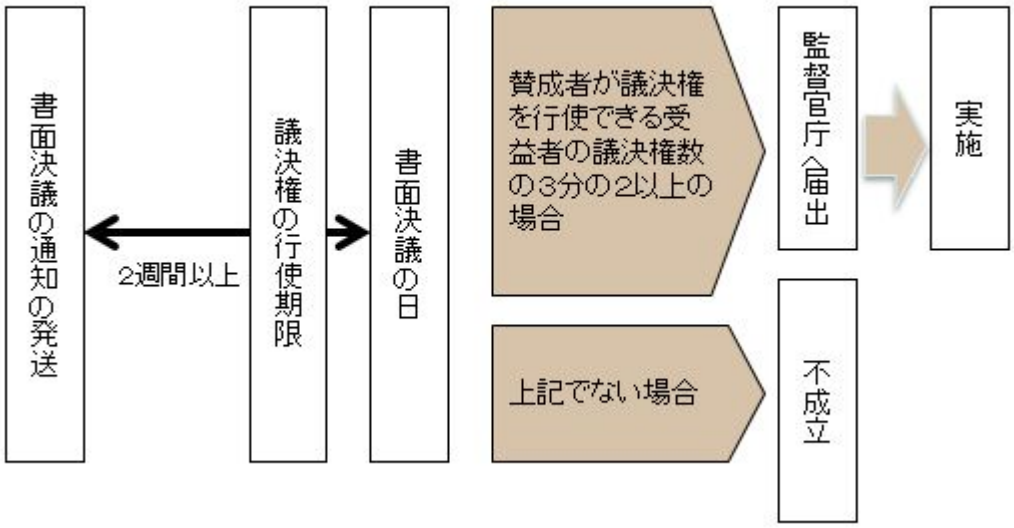

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（３月、９月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　http://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間（2017 年 9 月 6 日から 2018 年 3 月 5 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年4月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田　光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）の2017年９月６日から2018年３月５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）の2018年３月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,329,347	7,727,071
親投資信託受益証券	615,905,139	1,382,679,635
未収入金	1,186,927	－
流動資産合計	619,421,413	1,390,406,706
資産合計	619,421,413	1,390,406,706
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,057,828	6,678,480
未払解約金	－	46,252
未払受託者報酬	20,694	45,255
未払委託者報酬	398,320	871,123
未払利息	5	19
その他未払費用	39,432	85,961
流動負債合計	3,516,279	7,727,090
負債合計	3,516,279	7,727,090
純資産の部		
元本等		
元本	509,638,088	1,113,080,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	106,267,046	269,599,562
（分配準備積立金）	18,965,520	82,730,672
元本等合計	615,905,134	1,382,679,616
純資産合計	615,905,134	1,382,679,616
負債純資産合計	619,421,413	1,390,406,706

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2017年３月７日 至　2017年９月５日	当期 自　2017年９月６日 至　2018年３月５日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,352,501	△16,192,463
営業収益合計	9,352,501	△16,192,463
営業費用		
支払利息	128	595
受託者報酬	107,901	208,472
委託者報酬	2,076,946	4,013,052
その他費用	194,512	375,806
営業費用合計	2,379,487	4,597,925
営業利益又は営業損失（△）	6,973,014	△20,790,388
経常利益又は経常損失（△）	6,973,014	△20,790,388
当期純利益又は当期純損失（△）	6,973,014	△20,790,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,081,897	6,344,204
期首剰余金又は期首欠損金（△）	78,125,519	106,267,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,367,342	242,417,028
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,367,342	242,417,028
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,979,644	23,653,405
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,979,644	23,653,405
分配金	15,301,082	28,296,515
期末剰余金又は期末欠損金（△）	106,267,046	269,599,562

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	509,638,088口	1,113,080,054口
2.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2085円 (12,085円)	1.2422円 (12,422円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日		当期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
自 2017年 3月 7日 至 2017年 4月 5日		自 2017年 9月 6日 至 2017年10月 5日	
A 費用控除後の配当等収益額	4,399,769円	A 費用控除後の配当等収益額	6,419,356円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	11,264,374円
C 収益調整金額	66,468,545円	C 収益調整金額	93,396,096円
D 分配準備積立金額	12,534,355円	D 分配準備積立金額	15,722,699円
E 当ファンドの分配対象収益額	83,402,669円	E 当ファンドの分配対象収益額	126,802,525円
F 10,000口当たり収益分配対象額	2,237円	F 10,000口当たり収益分配対象額	2,868円
G 10,000口当たり分配金額	60円	G 10,000口当たり分配金額	60円
H 収益分配金金額	2,236,254円	H 収益分配金金額	2,651,950円
自 2017年 4月 6日 至 2017年 5月 8日		自 2017年10月 6日 至 2017年11月 6日	
A 費用控除後の配当等収益額	151,291円	A 費用控除後の配当等収益額	122,677円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	10,764,823円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	38,545,674円
C 収益調整金額	75,273,064円	C 収益調整金額	116,674,313円
D 分配準備積立金額	14,652,971円	D 分配準備積立金額	30,724,387円
E 当ファンドの分配対象収益額	100,842,149円	E 当ファンドの分配対象収益額	186,067,051円
F 10,000口当たり収益分配対象額	2,501円	F 10,000口当たり収益分配対象額	3,620円
G 10,000口当たり分配金額	60円	G 10,000口当たり分配金額	60円
H 収益分配金金額	2,418,996円	H 収益分配金金額	3,083,785円
自 2017年 5月 9日 至 2017年 6月 5日		自 2017年11月 7日 至 2017年12月 5日	
A 費用控除後の配当等収益額	37,928円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	521,304円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	78,599,871円	C 収益調整金額	143,711,811円
D 分配準備積立金額	21,808,870円	D 分配準備積立金額	65,545,300円
E 当ファンドの分配対象収益額	100,967,973円	E 当ファンドの分配対象収益額	209,257,111円

F	10,000口当たり収益分配対象額	2,438円	F	10,000口当たり収益分配対象額	3,502円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	60円
H	収益分配金金額	2,484,347円	H	収益分配金金額	3,584,477円
	自　2017年6月6日 至　2017年7月5日			自　2017年12月6日 至　2018年1月5日	
A	費用控除後の配当等収益額	1,499,461円	A	費用控除後の配当等収益額	4,806,334円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	6,660,664円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	35,510,786円
C	収益調整金額	71,159,329円	C	収益調整金額	297,554,206円
D	分配準備積立金額	16,081,065円	D	分配準備積立金額	61,444,096円
E	当ファンドの分配対象収益額	95,400,519円	E	当ファンドの分配対象収益額	399,315,422円
F	10,000口当たり収益分配対象額	2,595円	F	10,000口当たり収益分配対象額	3,923円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	60円
H	収益分配金金額	2,205,229円	H	収益分配金金額	6,105,831円
	自　2017年7月6日 至　2017年8月7日			自　2018年1月6日 至　2018年2月5日	
A	費用控除後の配当等収益額	301,178円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,819,946円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	100,311,913円	C	収益調整金額	295,571,081円
D	分配準備積立金額	21,978,764円	D	分配準備積立金額	95,651,040円
E	当ファンドの分配対象収益額	125,411,801円	E	当ファンドの分配対象収益額	391,222,121円
F	10,000口当たり収益分配対象額	2,596円	F	10,000口当たり収益分配対象額	3,790円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	60円
H	収益分配金金額	2,898,428円	H	収益分配金金額	6,191,992円
	自　2017年8月8日 至　2017年9月5日			自　2018年2月6日 至　2018年3月5日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	106,132,595円	C	収益調整金額	325,893,531円
D	分配準備積立金額	22,023,348円	D	分配準備積立金額	89,409,152円
E	当ファンドの分配対象収益額	128,155,943円	E	当ファンドの分配対象収益額	415,302,683円
F	10,000口当たり収益分配対象額	2,514円	F	10,000口当たり収益分配対象額	3,731円
G	10,000口当たり分配金額	60円	G	10,000口当たり分配金額	60円
H	収益分配金金額	3,057,828円	H	収益分配金金額	6,678,480円
2.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.135%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額		2.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2017年3月7日 至 2017年9月5日	当期 自 2017年9月6日 至 2018年3月5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△18,454,997	△111,956,037
合計	△18,454,997	△111,956,037

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	当期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
元本の推移		
期首元本額	354,600,332円	509,638,088円
期中追加設定元本額	268,010,098円	707,228,310円
期中一部解約元本額	112,972,342円	103,786,344円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド	1,014,289,639	1,382,679,635	
合計		1,014,289,639	1,382,679,635	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,283,919	27,241,861
株式	1,116,924,250	1,964,131,100
未収配当金	923,850	7,387,050
流動資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011
資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011
負債の部		
流動負債		
未払金	13,128,231	12,195,334
未払解約金	1,186,927	－
未払利息	49	70
流動負債合計	14,315,207	12,195,404
負債合計	14,315,207	12,195,404
純資産の部		
元本等		
元本	873,937,469	1,457,319,290
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	248,879,343	529,245,317
元本等合計	1,122,816,812	1,986,564,607
純資産合計	1,122,816,812	1,986,564,607
負債純資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	873,937,469口	1,457,319,290口
2.	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2848円 (12,848円)	1.3632円 (13,632円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限	同左

	定することで、これを管理しています。	

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△10,080,480	△60,435,418
合計	△10,080,480	△60,435,418

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	556,999,834円	873,937,469円
期中追加設定元本額	494,142,597円	836,696,611円
期中一部解約元本額	177,204,962円	253,314,790円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド(年２回決算型)	394,559,247円	443,029,651円
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド(毎月決算型)	479,378,222円	1,014,289,639円
合計	873,937,469円	1,457,319,290円

附属明細表

第１　有価証券明細表
①　株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大東建託	3,500	17,725.00	62,037,500	
積水ハウス	30,800	1,823.00	56,148,400	
日本たばこ産業	27,100	3,035.00	82,248,500	
帝人	11,000	2,029.00	22,319,000	
ＪＳＲ	9,400	2,434.00	22,879,600	
三菱ケミカルホールディングス	77,900	1,028.00	80,081,200	
ダイセル	14,600	1,188.00	17,344,800	
第一三共	30,000	3,644.00	109,320,000	
横浜ゴム	6,800	2,487.00	16,911,600	
ブリヂストン	20,300	4,626.00	93,907,800	
住友ゴム工業	9,000	1,972.00	17,748,000	
丸一鋼管	2,100	3,205.00	6,730,500	
アマダホールディングス	17,200	1,346.00	23,151,200	
小松製作所	28,600	3,627.00	103,732,200	
コニカミノルタ	27,600	927.00	25,585,200	
キヤノン	24,300	3,897.00	94,697,100	
日産自動車	96,900	1,107.00	107,268,300	
トヨタ自動車	15,200	6,814.00	103,572,800	
本田技研工業	28,500	3,608.00	102,828,000	
ＳＵＢＡＲＵ	28,700	3,606.00	103,492,200	
日本航空	6,400	4,206.00	26,918,400	
トレンドマイクロ	5,700	5,850.00	33,345,000	
日本電信電話	18,400	4,982.00	91,668,800	
ＫＤＤＩ	34,600	2,633.00	91,101,800	
ＮＴＴドコモ	36,900	2,742.00	101,179,800	
伊藤忠商事	54,500	1,974.00	107,583,000	
ローソン	2,400	6,830.00	16,392,000	
あおぞら銀行	6,300	4,305.00	27,121,500	
セブン銀行	25,600	350.00	8,960,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	25,300	3,256.00	82,376,800	

ソニーフィナンシャルホールディングス	8,200	1,900.00	15,580,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	26,800	1,692.00	45,345,600	
日本取引所グループ	26,700	1,835.00	48,994,500	
飯田グループホールディングス	8,000	1,945.00	15,560,000	
合計	795,300		1,964,131,100	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2018 年 3 月 30 日現在です。

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,491,672,870円
Ⅱ　負債総額	916,206円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,490,756,664円
Ⅳ　発行済口数	1,179,644,923口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2637円

（参考）

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,143,700,932円
Ⅱ　負債総額	48円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,143,700,884円
Ⅳ　発行済口数	1,544,745,383口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3877円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2018年3月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

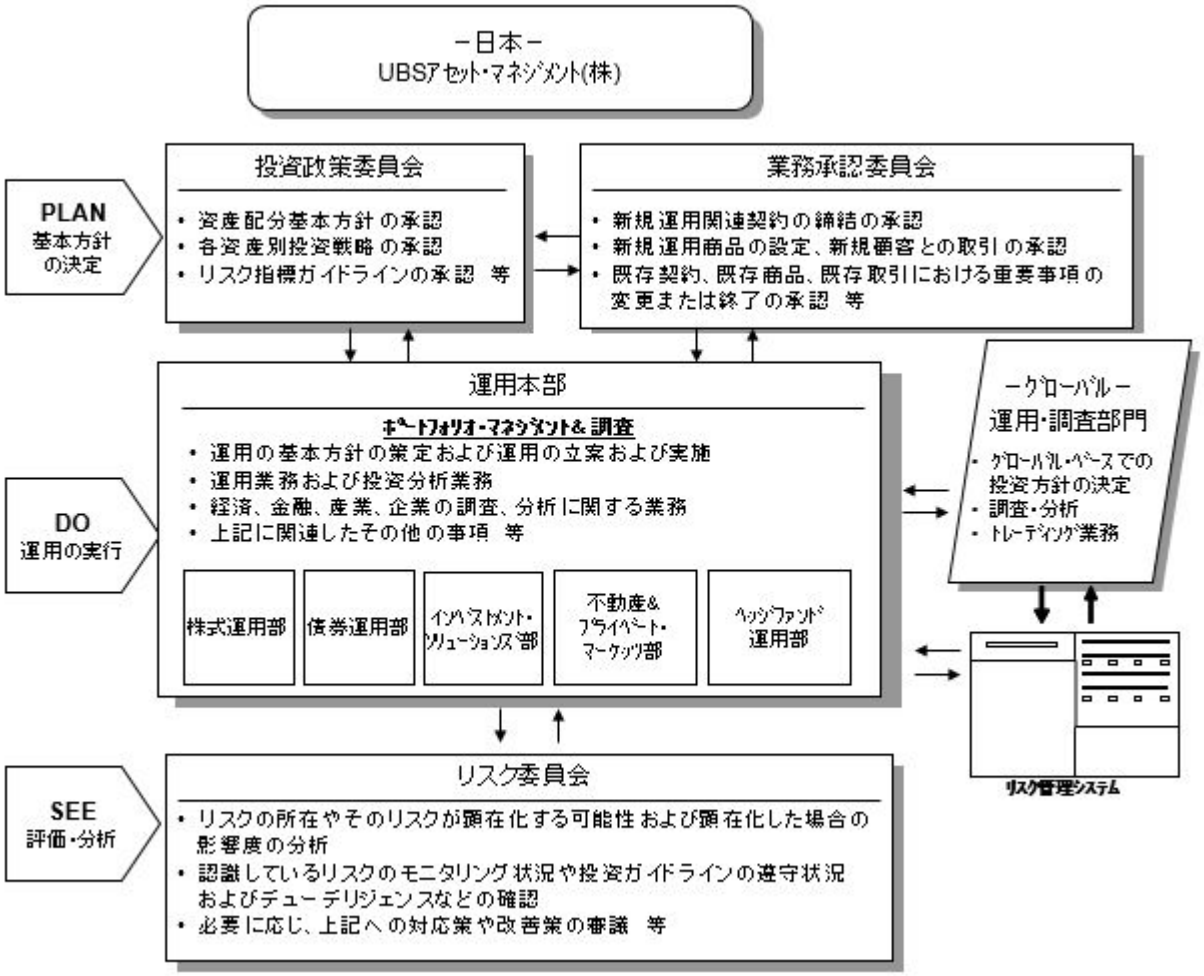

※2018 年 3 月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2018 年 3 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	7	32,895
追加型株式投資信託	80	1,504,988
合計	87	1,537,883

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成３０年３月１９日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　　昇　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の平成２９年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （平成28年12月31日）		当事業年度 （平成29年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,493,935		3,719,875
未収入金	*1		64,489		99,677
未収委託者報酬			593,364		608,627
未収運用受託報酬	*1		1,486,015		1,782,978
その他未収収益	*1		1,091,567		586,151
前払費用			14,658		12,225
繰延税金資産			269,000		267,900
その他			986		2,496
流動資産計			6,014,018		7,079,932
固定資産					
投資その他の資産			320,360		258,700
投資有価証券		2,340		200	
繰延税金資産		298,019		238,499	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			320,360		258,700
資産合計			6,334,378		7,338,632

期別		前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）		当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			60,452		57,328
未払費用	*1		1,111,126		1,565,280
未払消費税			84,692		114,988
未払法人税等			245,534		371,144
賞与引当金			825,265		739,529
その他			6,124		17,221
流動負債計			2,333,197		2,865,493
固定負債					
退職給付引当金			143,129		32,350
固定負債計			143,129		32,350
負債合計			2,476,326		2,897,843
（純資産の部）					
株主資本			3,858,091		4,440,788
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,658,091		2,240,788
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,108,091		1,690,788	
繰越利益剰余金		1,108,091		1,690,788	
評価・換算差額等			△ 39		0
その他有価証券評価差額金		△ 39		0	
純資産合計			3,858,051		4,440,788
負債・純資産合計			6,334,378		7,338,632

（2）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）		当事業年度 （自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			6,678,496		7,553,192
運用受託報酬	*1*2		3,117,414		3,264,567
その他営業収益	*1*3		2,141,627		1,818,040
営業収益計			11,937,538		12,635,800
営業費用					
支払手数料			3,595,546		3,942,239
広告宣伝費			112,572		105,687
調査費			132,483		113,392
営業雑経費			162,219		93,526
通信費		10,325		8,307	
印刷費		93,011		64,844	
協会費		13,284		16,642	
その他	*1	45,597		3,731	
営業費用計			4,002,821		4,254,845
一般管理費					
給料			2,946,091		2,672,661
役員報酬		287,825		206,524	
給料・手当	*1	1,915,889		1,821,359	
賞与		742,376		644,777	
交際費			39,972		22,847
旅費交通費			81,909		94,852
租税公課			41,801		75,054
不動産賃借料			240,378		233,280
退職給付費用			299,290		69,860
事務委託費	*1		2,428,660		2,869,133
諸経費			105,794		80,139
一般管理費計			6,183,899		6,117,829
営業利益			1,750,817		2,263,125
営業外収益					
受取利息		61		4	
為替差益		45,366		－	
雑収入		2,344		93	
営業外収益計			47,772		98
営業外費用					
為替差損		－		32,200	
雑損失		1,378		353	
営業外費用計			1,378		32,553
経常利益			1,797,211		2,230,670

税引前当期純利益			1,797,211		2,230,670
法人税、住民税及び事業税			650,618		654,253
法人税等調整額			40,500		60,600
当期純利益			1,106,092		1,515,817

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	805,518	1,355,518	3,555,518	25	25	3,555,544
当期中の変動額								
剰余金の配当			△ 803,520	△ 803,520	△ 803,520			△ 803,520
当期純利益			1,106,092	1,106,092	1,106,092			1,106,092
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						△ 65	△ 65	△ 65
当期中の変動額合計			302,572	302,572	302,572	△ 65	△ 65	302,507
当期末残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	△ 39	△ 39	3,858,051

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	△ 39	△ 39	3,858,051
当期中の変動額								
剰余金の配当			△ 933,120	△ 933,120	△ 933,120			△ 933,120
当期純利益			1,515,817	1,515,817	1,515,817			1,515,817
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						40	40	40
当期中の変動額合計			582,697	582,697	582,697	40	40	582,737
当期末残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788

[注記事項]
（重要な会計方針）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
4,617 千円	829 千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
1. 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）
*1 関係会社に対する資産及び負債
各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
現金・預金	982,912	491,408
未収入金	26,920	2,073
未収運用受託報酬	43,958	9
その他未収収益	188,237	164,575
未払費用	61,898	278,614

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自　平成28年1月1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年1月1日 至　平成29年12月31日
運用受託報酬	172,578	186,422
その他営業収益	307,384	229,742
営業雑経費その他	31,348	2,310
人件費	4,722	2,319
事務委託費	425,587	737,791

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自　平成28年1月1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年1月1日 至　平成29年12月31日
投資助言報酬	61,832	163,225

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 3 月 29 日定時株主総会	普通株式	803,520	37,200	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 3 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第 22 期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,120	43,200	平成 28 年 12 月 31 日	第 22 期定時株主総会の翌日

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 3 月 31 日定時株主総会	普通株式	933,120	43,200	平成 28 年 12 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第 23 期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,689,120	78,200	平成 29 年 12 月 31 日	第 23 期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成 28 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,493,935	2,493,935	－
未収入金	64,489	64,489	－
未収委託者報酬	593,364	593,364	－
未収運用受託報酬	1,486,015	1,486,015	－
その他未収収益	1,091,567	1,091,567	－
資産計	5,729,372	5,729,372	－
未払費用	1,111,126	1,111,126	－
未払法人税等	245,534	245,534	－
負債計	1,356,661	1,356,661	－

当事業年度（平成 29 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,719,875	3,719,875	－
未収入金	99,677	99,677	－
未収委託者報酬	608,627	608,627	－
未収運用受託報酬	1,782,978	1,782,978	－
その他未収収益	586,151	586,151	－
資産計	6,797,310	6,797,310	－
未払費用	1,565,280	1,565,280	－
未払法人税等	371,144	371,144	－
負債計	1,936,424	1,936,424	－

（注）1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,493,935	－
未収入金	64,489	－
未収委託者報酬	593,364	－
未収運用受託報酬	1,486,015	－
その他未収収益	1,091,567	－
合計	5,729,372	－

当事業年度（平成29年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,719,875	－
未収入金	99,677	－
未収委託者報酬	608,627	－
未収運用受託報酬	1,782,978	－
その他未収収益	586,151	－
合計	6,797,310	－

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度(平成28年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度(平成29年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社及び UBS 銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,133,905
勤務費用	129,056
利息費用	7,655
数理計算上の差異の当期発生額	40,391
退職給付の支払額	△174,348
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	1,136,659

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,032,173
期待運用収益	4,689
数理計算上の差異の当期発生額	△10,033
事業主からの拠出額	141,049
退職給付の支払額	△174,348
年金資産の期末残高	993,530

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,136,659
年金資産	△993,530
小計	143,129
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	143,129
退職給付引当金	143,129
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	143,129

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	129,056
利息費用	7,655
期待運用収益	△4,689
数理計算上の差異の費用処理額	50,424
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	182,446

(注)上記の他、特別退職金 94,403 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	54%
株式	18%
その他	28%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.503%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,440 千円でありました。

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社及び UBS 銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,136,659
勤務費用	131,944
利息費用	4,792
数理計算上の差異の当期発生額	△37,097
退職給付の支払額	△149,929
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	1,086,368

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	993,530
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の当期発生額	67,527
事業主からの拠出額	138,195
退職給付の支払額	△149,929
年金資産の期末残高	1,054,018

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,086,368
年金資産	△1,054,018
小計	32,350
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350
退職給付引当金	32,350
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
期待運用収益	△4,695
数理計算上の差異の費用処理額	△104,624
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	27,415

(注)上記の他、特別退職金 18,475 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	36%
株式	19%
その他	45%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.486%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970 千円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
繰延税金資産		
未払費用	－	19,700
未払事業所税	2,000	－
減価償却超過額	34,000	20,400
未払事業税	12,000	20,100
株式報酬費用	133,000	129,000
退職給付引当金	100,000	57,100
賞与引当金	255,000	228,200
その他	31,019	31,900
繰延税金資産小計	567,019	506,400
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	567,019	506,400
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	△0
繰延税金負債合計	－	△0
繰延税金資産純額	567,019	506,399

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
法定実効税率	33.06%	30.86%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.11%	2.51%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.34%	△0.07%
過年度法人税等	△0.63%	－ %
その他	△1.42%	△1.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.46%	32.05%

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,340,653 千円	1,715,793 千円	1,202,595 千円	5,259,041 千円

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,640,642 千円	1,288,034 千円	1,153,931 千円	5,082,607 千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,755,492 千円	投資運用

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,272,388 千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBS グループは、世界 50 ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	なし	金銭の預入れ		現金・預金	982,912
							増加	4,431,353		
							減少	4,102,957		
							運用受託報酬	172,578	未収入金	26,920
							その他営業収益	307,384	未収運用受託報酬	43,958
							その他営業費用	31,348	その他未収収益	188,237
							事務委託費	425,587	未払費用	61,898
							人件費	4,722		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	 424,339 476,111	現金・預金	69,065
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	564億5千万円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	252,836 213,977 70,931 3,512	未収入金 未払費用	26,820 248,567
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	104,157 213,829	その他未収収益 未払費用	23,015 92,394
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	108,129 34,378 61,094	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	121,399 19,262 17,424
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	111,447 926,067	その他未収収益 未払費用	26,987 182,841
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 人件費	291,494 475,473 187,541 10,579	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,301 544,349 83,084
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	881,075	その他未収収益	238,038

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8 億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	なし	金銭の預入れ		現金・預金	491,408
							増加	5,833,063		
							減少	6,459,229		
							運用受託報酬	186,422	未収入金	2,073
							その他営業収益	229,742	未収運用受託報酬	9
							その他営業費用	2,975	その他未収収益	164,575
							事務委託費	737,791	未払費用	278,614
							不動産関係費(受取)	665		
							人件費	2,319		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	 164,119 208,766	現金・預金	24,418
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	201,287 224,391 108,562 7,800	未収入金 未払費用	34,377 217,221
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	113,277 141,397	未収入金 その他未収収益 未払費用	51,971 16,548 75,784
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	90,331 61,898 147,077	未収運用受託報酬 未払費用	80,793 12,489
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	201,619 1,097,519	その他未収収益 未払費用	48,968 498,975
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	85,385 245,967 227,617	その他未収収益 未払費用	82,849 136,776
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	916,470	その他未収収益	253,895

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年 1月 1日 至　平成29年12月31日
1株当たり純資産額	178,613円51銭	205,592円08銭
1株当たり当期純利益金額	51,207円99銭	70,176円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年 1月 1日 至　平成29年12月31日
当期純利益（千円）	1,106,092	1,515,817
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,106,092	1,515,817
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド
(毎月決算型)

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）に関して、MSCI はスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

２．運用方法

（１）投資対象

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。
② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に実質的に投資を行います。
③ マザーファンドの運用においては、当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
④ マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。
⑤ 実質的な株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。
⑥ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 50％以下を基本とします。
⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5％以内とします。
③ 外貨建資産への実質投資は行いません。
④ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（毎月 5 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 25 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 38 年 9 月 7 日まで、または第 45 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 27 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、

以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に 1 円または 1 口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1. 特定資産
   - イ　有価証券
   - ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ　約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
   - ニ　金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ　為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である UBS MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第 1 項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号および第 15 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 20 条から第 24 条、第 26 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 20 条から第 24 条、第 26 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前三項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利

とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前二項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の空売りの指図範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 27 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第28条 デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、投資信託証券の分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入れ期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入れ期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、投資信託証券の分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前二項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎月 6 日から翌月 5 日までとします。ただし、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から平成 28 年 9 月 5 日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前二項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第 1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含

み、以下「その他諸費用」といいます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前 2 項に定める監査報酬等およびその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等およびその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第 4 項において監査報酬等およびその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

⑦ 第 1 項に定める信託事務の処理に要する諸費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 81 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬等、その他諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、その他諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数

で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応ずるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第44条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます。）、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位とし、委託会社の指定する販売会社が独自に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、

当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出された価額とします。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より 1 年経過後（平成 29 年 6 月 14 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取り扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第 44 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第53条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 28 年 6 月 14 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

UBS

UBS

投資信託説明書
（請求目論見書）

2018.6.6

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド
（年２回決算型）

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2018 年 6 月 5 日に関東財務局長に提出しており、2018 年 6 月 6 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	： 2018 年 6 月 5 日
発行者名	： ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長　三木　桂一
本店の所在の場所	： 東京都千代田区大手町一丁目５番１号　大手町ファーストスクエア
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－　目　次　－

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 2
　第１【ファンドの状況】…… 2
　第２【管理及び運営】…… 34
　第３【ファンドの経理状況】…… 39
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 52
第三部【委託会社等の情報】…… 53
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は 3.24%（税抜 3.0%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2018 年 6 月 6 日から 2018 年 12 月 5 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数を当ファンドのベンチマークとします。

※ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）に関して、ＭＳＣＩはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
追加型投信	海　外	債　券	特殊型
	内　外	不動産投信	
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）			ファミリーファンド	
	年６回 （隔月）	欧州		
		アジア		
	年 12 回 （毎月）			ＴＯＰＩＸ
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	
	その他 （　）	アフリカ		その他 （ＭＳＣＩ ジャパン高配当利回り指数）
その他資産 （投資信託証券（株式 一般））		中近東 （中東）		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（株式　一般)））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年６回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 「MSCIジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。

・「MSCIジャパン高配当利回り指数」は、市場全体に対し相対的に高い配当利回り銘柄で構成されています。
・「MSCIジャパン高配当利回り指数」を当ファンドのベンチマークとします。

2 当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。

・UBS独自開発のポートフォリオ・マネジメント・システムは、指数の構成銘柄・構成比率の変更、指数への連動性、ファンドにかかる資金流出入、売買コスト、個別銘柄特性等の膨大なデータを多面的に分析し、効率的な運用を目指すものです。
・運用の効率性を高めるための手段として、先物取引を利用する場合があります。

3 ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンド受益証券への投資を行います。

・マザーファンドを通じて主要投資対象である「MSCIジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に投資を行います。
・マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに、運用に関する権限を委託します。

4 年2回決算を行います。

・3月と9月の各5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

※詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■ MSCIジャパン高配当利回り指数とは

・MSCIが開発したスマートベータ型運用で、MSCIジャパン指数から配当利回りの高い銘柄群が抽出されています。
・配当利回りの高さだけでなく、継続性・成長性などの配当の質や、収益・財務など企業の質も考慮されています。

■「MSCIジャパン高配当利回り指数」の相対的な魅力

良好なパフォーマンス	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」は長期的に市場全体(TOPIX)を概ね上回るパフォーマンスを示しています。 ・年次のパフォーマンスでは、2017年までの過去12年のうち10回、TOPIXを上回っています。
高い配当利回り	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」はTOPIXに対し配当利回りが高い水準となっています。 ・高配当がリターンを下支えるため、長期投資によるトータル・リターンの向上が期待されます。
低いリスク特性	・「MSCIジャパン高配当利回り指数」のリスクはTOPIXなどに対し相対的に低い傾向が見られます。

※上記は、MSCIジャパン高配当利回り指数の特性について理解を深めていただくことを目的として、あくまでもご参考として記載したものです。当ファンドの運用実績ではありません。

2018年3月末現在

■ スマートベータとは

・MSCIジャパン高配当利回り指数は、従来の時価総額型指数とは異なり、特定の要素に基づいた指数(スマートベータ型運用)と言われています。
・過去の実績では、MSCIジャパン高配当利回り指数は長期的に市場平均(TOPIX)を上回るパフォーマンスを示しています。

■スマートベータ型運用の概念

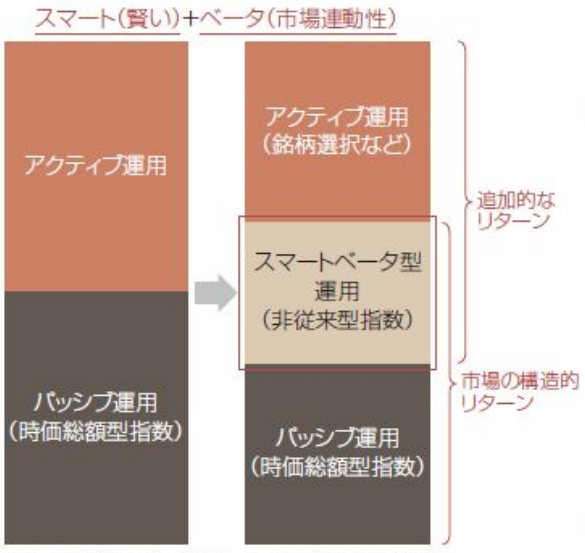

出所:各種資料を基にUBSアセット・マネジメントにて作成
上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■MSCIジャパン高配当利回り指数とTOPIXの推移
(2005年12月末～2018年3月末)

出所:トムソン・ロイター
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

◎運用プロセス

厳格な運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。

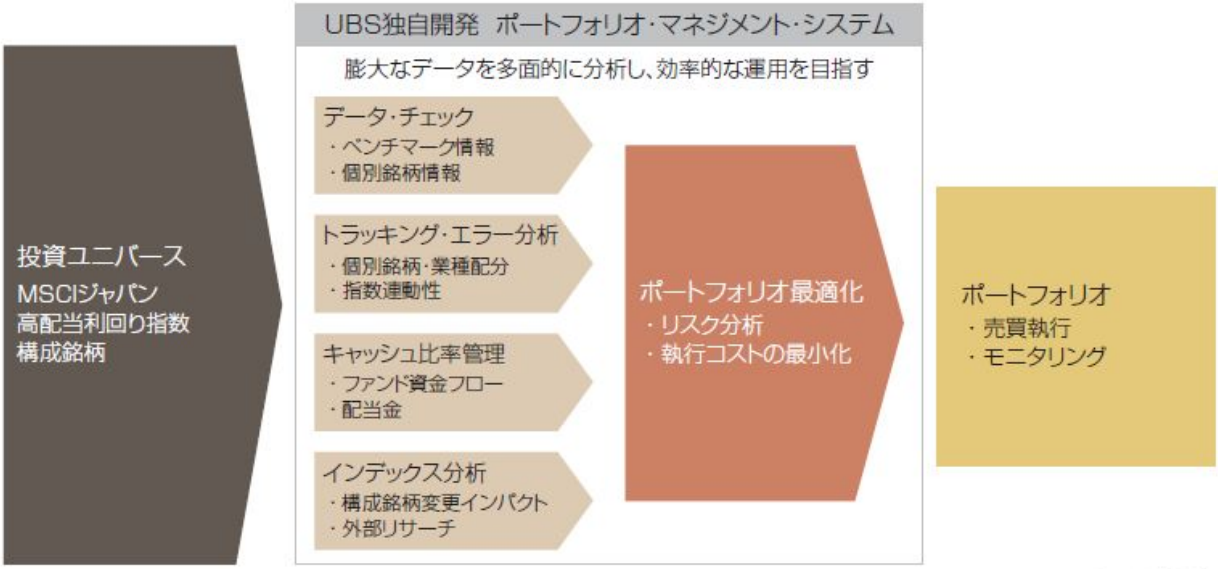

2018年3月末現在

◎ファンドの仕組み

［ファミリーファンド方式について］

当ファンドは「UBS MSCIジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。

・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

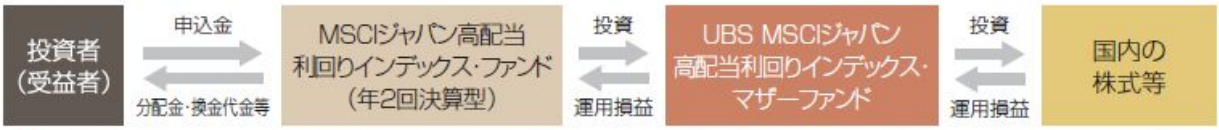

※「UBS MSCIジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」の運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに運用の指図に関する権限を委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

・委託先名称：UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（UBS Asset Management（Americas）Inc.）

・委託の内容：有価証券等の運用

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資	行いません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

年2回の決算時(原則として毎年3月5日および9月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。

[イメージ図]

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額

・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2016 年 6 月 14 日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

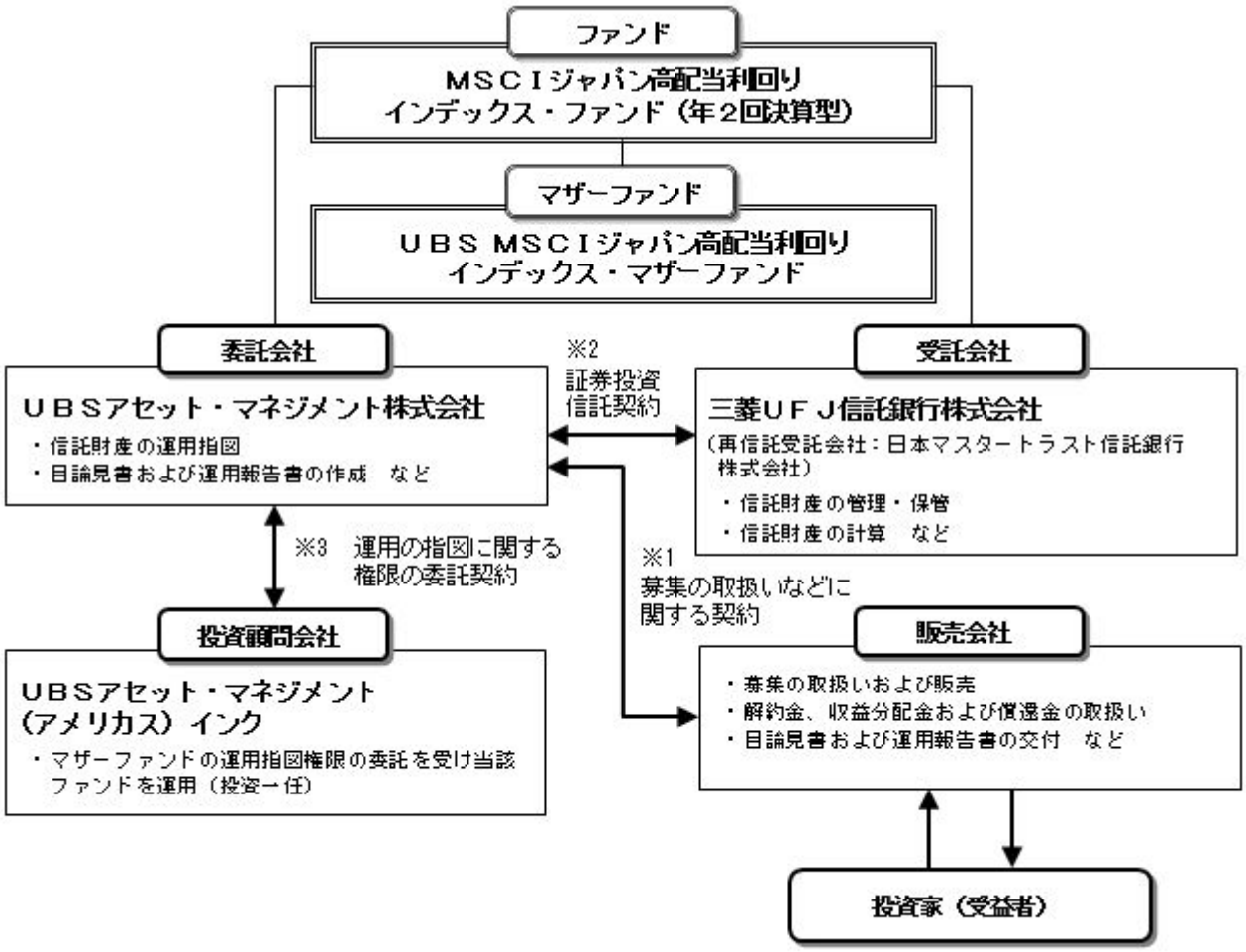

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2018年3月末現在）

1）資本金

2,200百万円

2）沿革

1996年4月1日　：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日　：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日　：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日　：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日　：UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。
② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に実質的に投資を行います。
③ マザーファンドの運用においては、当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
④ マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。
⑤ 実質的な株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。
⑥ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）＞

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1）特定資産

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ）金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書

2）国債証券

３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第１項第 4 号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
９）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11）コマーシャル・ペーパー
12）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～12）の証券または証書の性質を有するもの
14）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18）預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19）外国法人が発行する譲渡性預金証書
20）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21）抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23）外国の者に対する権利で 22）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、13）ならびに 18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および 13）ならびに 18）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14）および 15）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲
信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、資金の借入れを行うことができます。

＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞
わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいい、約款第 19 条、第 20 条および第 21 条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ）約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）
ニ）金銭債権
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（約款第 16 条に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
７）投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
９）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11）コマーシャル・ペーパー
12）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～12）の証券または証書の性質を有するもの
14）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
16）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
17）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18）預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19）外国法人が発行する譲渡性預金証書
20）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21）抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
22）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23）外国の者に対する権利で 22）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、13）ならびに 18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から７）までの証券および 13）ならびに 18）の証券または証書のうち２）から７）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14）および 15）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの
この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲
信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れ、資金の借入れ等を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ※ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンドに関して、ＭＳＣＩはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資方針	① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。 ② 主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に投資を行います。 ③ 当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。 ④ 株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。 ⑤ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑥ UBS アセット・マネジメント（アメリカス）インクに、運用の指図に関する権限を委託します。 ⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除く）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBS アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

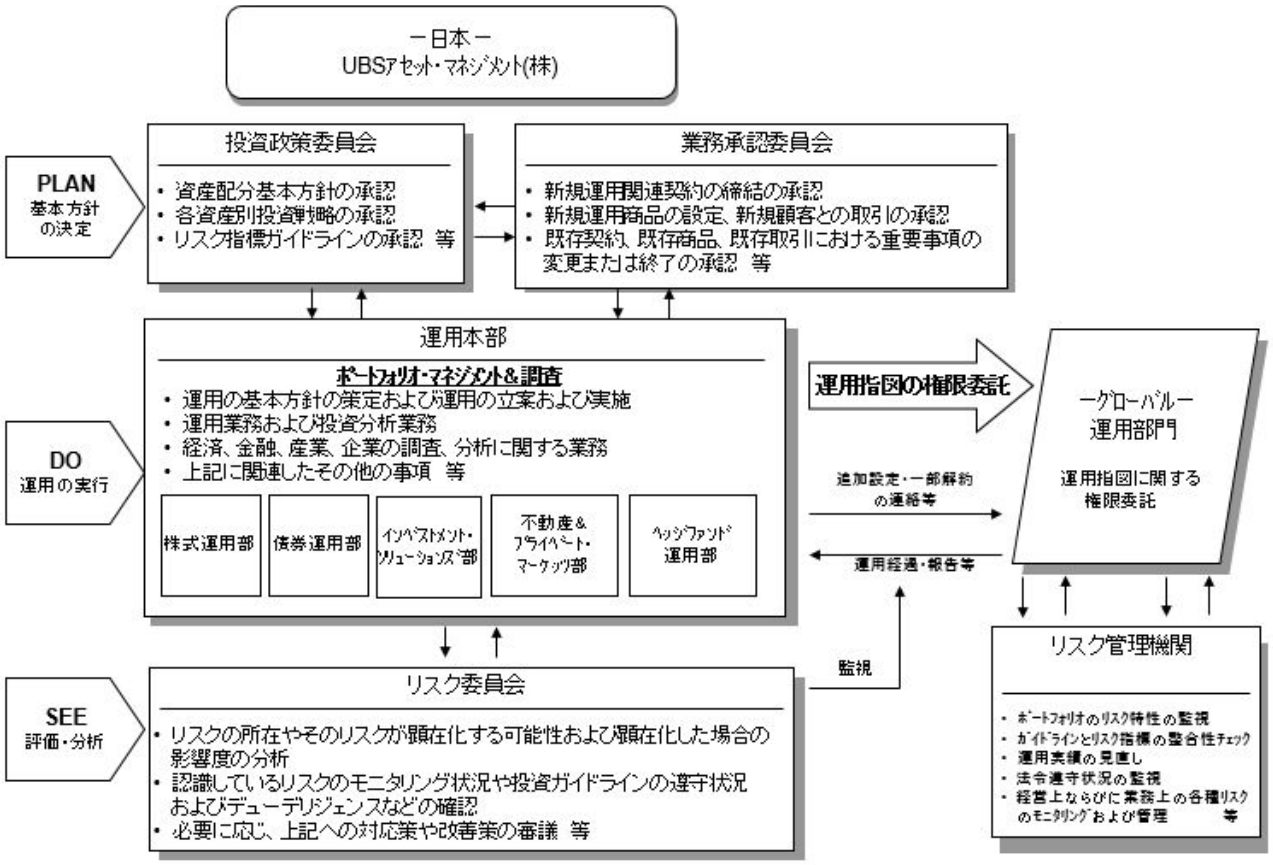

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20 名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の 5～10 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の 12 名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の 14 名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2018 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 3 月 5 日および 9 月 5 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

2）収益分配金額は、上記１）の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）＞

1）株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

3）外貨建資産への実質投資は行いません。

4）デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7）信用取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売り出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8）先物取引等の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9）スワップ取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）10）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11）有価証券の貸付の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
12）有価証券の空売りの指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第 27 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
13）有価証券の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
14）デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
15）資金の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入れ期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資に係る借入れ期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド＞
１）株式への投資割合には、制限を設けません。
２）投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
３）外貨建資産への投資は行いません。
４）デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7）信用取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売り出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8）先物取引等の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9）スワップ取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）10）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）有価証券の空売りの指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第 25 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13）有価証券の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

１）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式の価格変動リスク

１）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

２）信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

② 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜その他の留意点＞

① 当該指数からの乖離に関する主な留意点

当ファンドは、基準価額の変動率を、ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数の変動率に連動させることを目指しますが、当該指数採用銘柄とファンド組入銘柄の比率の不一致、当該指数採用銘柄の変更やファンドの追加設定・解約の影響（例えばポートフォリオの調整を行う際の株式の約定価格と基準価額評価に使用する株価が相違する場合など。）、売買コストや信託報酬等の費用負担等により、当該指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合があります。また、TOPIX 先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合には、当該指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率の乖離要因となる場合があります。
主に以下の理由から指数の変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

・ファンドは、当社独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れないこと
・ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
・ファンドの追加設定・解約の影響（例えば実際の資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること。）
・ファンドは、信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
・ファンドにおける株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
・当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響
・当該指数との連動性を高めるための手段として TOPIX 先物等当該指数以外の先物取引を利用する場合があることの影響
・ファミリーファンド方式で運用するため、他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じる影響

② クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞
・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞
・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

（2）リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は 2018 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

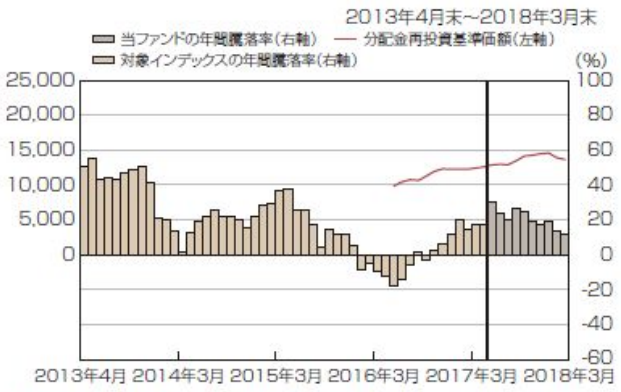

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、2017年5月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

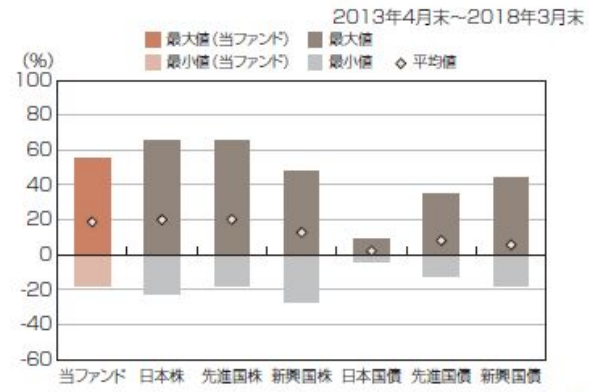

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	55.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△ 17.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	18.9	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.8748%（税抜 0.81%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.81%	0.45%	0.32%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 売買委託手数料等
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ 監査費用
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書等の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の１．から６．の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。
前記③および④の１．から６．の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料

※前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

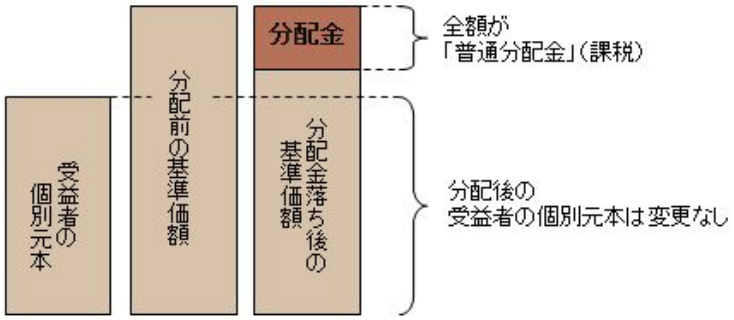

ロ）、ハ）の場合

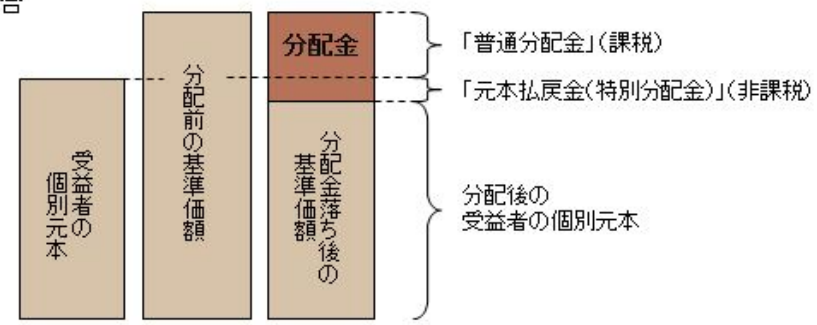

※上記は 2018 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型)】

以下の運用状況は 2018 年 3 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	652,738,130	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△64,923	△0.01
合計(純資産総額)		652,673,207	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド	470,374,094	1.3631	641,187,425	1.3877	652,738,130	100.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１計算期間末　（2016年 9月 5日）	136	136	1.0878	1.0878
第２計算期間末　（2017年 3月 6日）	265	265	1.2453	1.2453
第３計算期間末　（2017年 9月 5日）	506	506	1.2699	1.2699
第４計算期間末　（2018年 3月 5日）	603	603	1.3411	1.3411
2017年 3月末日	272	—	1.2252	—
4月末日	286	—	1.2429	—
5月末日	316	—	1.2576	—
6月末日	281	—	1.2862	—
7月末日	372	—	1.2963	—
8月末日	514	—	1.2892	—
9月末日	465	—	1.3461	—
10月末日	435	—	1.4133	—
11月末日	406	—	1.4268	—
12月末日	406	—	1.4461	—
2018年 1月末日	424	—	1.4578	—
2月末日	624	—	1.3896	—
3月末日	652	—	1.3643	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１期	2016年 6月 14日～2016年 9月 5日	0.0000
第２期	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	0.0000
第３期	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.0000
第４期	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2016年 6月14日～2016年 9月 5日	8.8
第2期	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	14.5
第3期	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	2.0
第4期	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	5.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2016年 6月14日～2016年 9月 5日	125,258,675	—
第2期	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	225,392,489	137,288,230
第3期	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	258,258,713	72,436,931
第4期	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	208,007,032	156,854,348

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月 30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,097,518,350	97.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	46,182,534	2.15
合計(純資産総額)		2,143,700,884	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	57,700	1,974.44	113,925,549	2,066.50	119,237,050	5.56
日本	株式	第一三共	医薬品	32,100	3,649.71	117,155,733	3,526.00	113,184,600	5.28
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	102,400	1,107.31	113,388,927	1,104.00	113,049,600	5.27
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	30,500	3,606.65	110,002,918	3,660.00	111,630,000	5.21
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	16,100	6,816.86	109,751,497	6,825.00	109,882,500	5.13
日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	39,100	2,740.29	107,145,678	2,716.50	106,215,150	4.95
日本	株式	小松製作所	機械	29,800	3,624.68	108,015,705	3,547.00	105,700,600	4.93
日本	株式	ＳＵＢＡＲＵ	輸送用機器	30,300	3,606.19	109,267,766	3,487.00	105,656,100	4.93
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	21,900	4,619.80	101,173,751	4,624.00	101,265,600	4.72
日本	株式	キヤノン	電気機器	25,700	3,896.43	100,138,459	3,853.00	99,022,100	4.62
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	36,100	2,635.23	95,131,998	2,716.50	98,065,650	4.57
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	19,200	4,981.65	95,647,694	4,900.00	94,080,000	4.39
日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	26,800	3,258.07	87,316,295	3,355.00	89,914,000	4.19
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	29,000	3,031.24	87,906,079	3,066.00	88,914,000	4.15
日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	84,900	1,027.32	87,220,246	1,030.50	87,489,450	4.08
日本	株式	大東建託	建設業	3,800	17,737.69	67,403,237	18,390.00	69,882,000	3.26
日本	株式	積水ハウス	建設業	33,700	1,825.10	61,506,032	1,942.00	65,445,400	3.05
日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	28,300	1,837.06	51,988,968	1,970.00	55,751,000	2.60

日本	株式	Ｔ＆Ｄホールディングス	保険業	27,500	1,692.07	46,531,925	1,688.50	46,433,750	2.17
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	6,300	5,856.84	36,898,150	6,350.00	40,005,000	1.87
日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	6,900	4,299.61	29,667,322	4,235.00	29,221,500	1.36
日本	株式	日本航空	空運業	6,400	4,206.68	26,922,752	4,282.00	27,404,800	1.28
日本	株式	コニカミノルタ	電気機器	29,100	926.53	26,962,044	912.00	26,539,200	1.24
日本	株式	ＪＳＲ	化学	10,200	2,439.16	24,879,445	2,393.00	24,408,600	1.14
日本	株式	アマダホールディングス	機械	18,600	1,347.71	25,067,419	1,292.00	24,031,200	1.12
日本	株式	帝人	繊維製品	11,600	2,030.27	23,551,198	2,001.00	23,211,600	1.08
日本	株式	ローソン	小売業	2,700	6,836.54	18,458,666	7,250.00	19,575,000	0.91
日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	9,500	1,972.34	18,737,319	1,952.00	18,544,000	0.87
日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	7,200	2,486.32	17,901,519	2,463.00	17,733,600	0.83
日本	株式	ダイセル	化学	14,800	1,190.30	17,616,440	1,162.00	17,197,600	0.80

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	6.31
		食料品	4.15
		繊維製品	1.08
		化学	6.02
		医薬品	5.28
		ゴム製品	6.42
		鉄鋼	0.41
		機械	6.05
		電気機器	5.86
		輸送用機器	20.54
		空運業	1.28
		情報・通信業	15.78
		卸売業	5.56
		小売業	0.91
		銀行業	1.77
		保険業	7.14
		その他金融業	2.60
		不動産業	0.69
合計			97.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2018年3月30日現在)

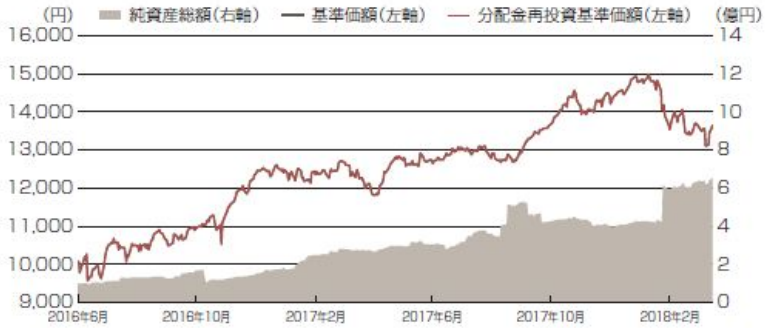

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2016年9月	0円
2017年3月	0円
2017年9月	0円
2018年3月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2018年3月30日現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	投資比率
1	伊藤忠商事	卸売業	5.56%
2	第一三共	医薬品	5.28%
3	日産自動車	輸送用機器	5.27%
4	本田技研工業	輸送用機器	5.21%
5	トヨタ自動車	輸送用機器	5.13%
6	NTTドコモ	情報・通信業	4.95%
7	小松製作所	機械	4.93%
8	SUBARU	輸送用機器	4.93%
9	ブリヂストン	ゴム製品	4.72%
10	キヤノン	電気機器	4.62%

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを100.01%組入れております。
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2018年3月30日現在)

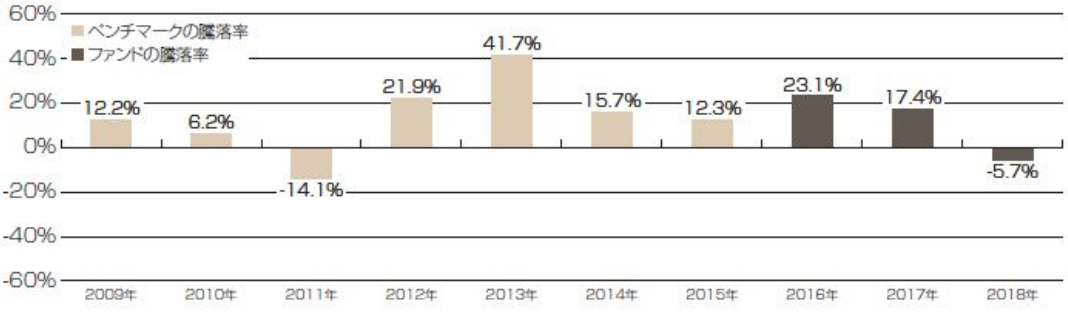

※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※2016年については当初設定日(2016年6月14日)から年末までの騰落率、2018年は年初から3月末までの騰落率。
※2015年以前はベンチマークの騰落率。

ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間
原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（６）申込単位（当初元本１口＝１円）
１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（７）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

該当事項はありません。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（５）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）解約単位

１円または１口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>

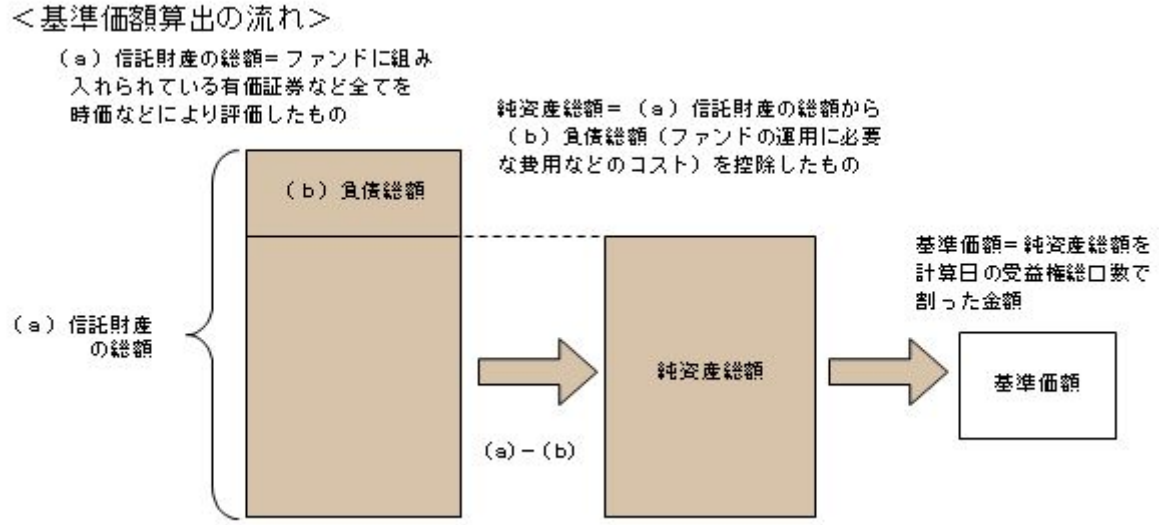

② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2026 年 9 月 7 日までとします（2016 年 6 月 14 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年 3 月 6 日から 9 月 5 日まで、および 9 月 6 日から翌年 3 月 5 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）当初信託設定日より１年経過後（2017 年 6 月 14 日以降）に受益者の解約により純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

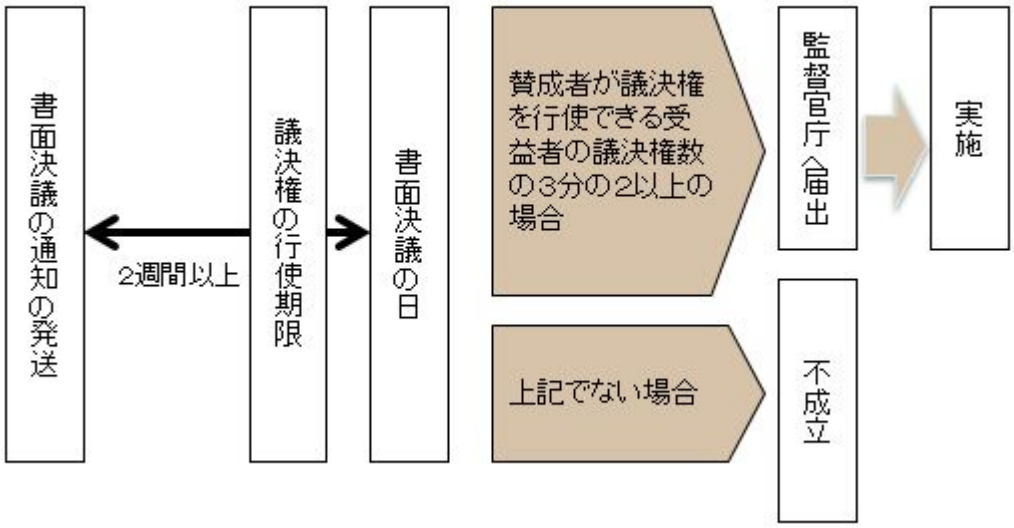

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　http://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は 6 ヵ月であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期計算期間（2017 年 9 月 6 日から 2018 年 3 月 5 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年4月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）の2017年９月６日から2018年３月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）の2018年３月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2017 年 9 月 5 日現在	当期 2018 年 3 月 5 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,508,343	2,166,575
親投資信託受益証券	506,929,720	603,938,020
流動資産合計	508,438,063	606,104,595
資産合計	508,438,063	606,104,595
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	68,396	98,561
未払委託者報酬	1,316,670	1,897,274
未払利息	3	5
その他未払費用	123,277	170,740
流動負債合計	1,508,346	2,166,580
負債合計	1,508,346	2,166,580
純資産の部		
元本等		
元本	399,184,716	450,337,400
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,745,001	153,600,615
（分配準備積立金）	15,769,019	14,523,288
元本等合計	506,929,717	603,938,015
純資産合計	506,929,717	603,938,015
負債純資産合計	508,438,063	606,104,595

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2017年３月７日 至　2017年９月５日	当期 自　2017年９月６日 至　2018年３月５日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,779,519	20,313,171
営業収益合計	5,779,519	20,313,171
営業費用		
支払利息	370	423
受託者報酬	68,396	98,561
委託者報酬	1,316,670	1,897,274
その他費用	123,277	170,740
営業費用合計	1,508,713	2,166,998
営業利益又は営業損失（△）	4,270,806	18,146,173
経常利益又は経常損失（△）	4,270,806	18,146,173
当期純利益又は当期純損失（△）	4,270,806	18,146,173
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,575,555	13,780,450
期首剰余金又は期首欠損金（△）	52,333,298	107,745,001
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,825,941	84,234,307
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,825,941	84,234,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,109,489	42,744,416
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,109,489	42,744,416
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,745,001	153,600,615

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
１.	計算期間末日における受益権の総数	399,184,716口	450,337,400口
２.	計算期間末日における１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	1.2699円 (12,699円)	1.3411円 (13,411円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日		当期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	
１.分配金の計算過程		１.分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,794,016円	A 費用控除後の配当等収益額	4,688,906円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	91,975,982円	C 収益調整金額	139,077,327円
D 分配準備積立金額	12,975,003円	D 分配準備積立金額	9,834,382円
E 当ファンドの分配対象収益額	107,745,001円	E 当ファンドの分配対象収益額	153,600,615円
F 10,000口当たり収益分配対象額	2,699円	F 10,000口当たり収益分配対象額	3,410円
G 10,000口当たり分配金額	0円	G 10,000口当たり分配金額	0円
H 収益分配金金額	0円	H 収益分配金金額	0円
２.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.135%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額		２.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	当期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。ま	同左

	た、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2017年 9月 5日現在	当期 2018年 3月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	3,556,581	6,588,194
合計	3,556,581	6,588,194

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	当期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
元本の推移		
期首元本額	213,362,934円	399,184,716円
期中追加設定元本額	258,258,713円	208,007,032円
期中一部解約元本額	72,436,931円	156,854,348円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド	443,029,651	603,938,020	
合計		443,029,651	603,938,020	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,283,919	27,241,861
株式	1,116,924,250	1,964,131,100
未収配当金	923,850	7,387,050
流動資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011
資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011
負債の部		
流動負債		
未払金	13,128,231	12,195,334
未払解約金	1,186,927	－
未払利息	49	70
流動負債合計	14,315,207	12,195,404
負債合計	14,315,207	12,195,404
純資産の部		
元本等		
元本	873,937,469	1,457,319,290
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	248,879,343	529,245,317
元本等合計	1,122,816,812	1,986,564,607
純資産合計	1,122,816,812	1,986,564,607
負債純資産合計	1,137,132,019	1,998,760,011

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	873,937,469口	1,457,319,290口
2.	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2848円 (12,848円)	1.3632円 (13,632円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限	同左

	定することで、これを管理しています。	

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2017年 9月 5日現在	2018年 3月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△10,080,480	△60,435,418
合計	△10,080,480	△60,435,418

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2017年 3月 7日 至 2017年 9月 5日	自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	556,999,834円	873,937,469円
期中追加設定元本額	494,142,597円	836,696,611円
期中一部解約元本額	177,204,962円	253,314,790円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド(年２回決算型)	394,559,247円	443,029,651円
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド(毎月決算型)	479,378,222円	1,014,289,639円
合計	873,937,469円	1,457,319,290円

附属明細表

第１　有価証券明細表
①　株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大東建託	3,500	17,725.00	62,037,500	
積水ハウス	30,800	1,823.00	56,148,400	
日本たばこ産業	27,100	3,035.00	82,248,500	
帝人	11,000	2,029.00	22,319,000	
ＪＳＲ	9,400	2,434.00	22,879,600	
三菱ケミカルホールディングス	77,900	1,028.00	80,081,200	
ダイセル	14,600	1,188.00	17,344,800	
第一三共	30,000	3,644.00	109,320,000	
横浜ゴム	6,800	2,487.00	16,911,600	
ブリヂストン	20,300	4,626.00	93,907,800	
住友ゴム工業	9,000	1,972.00	17,748,000	
丸一鋼管	2,100	3,205.00	6,730,500	
アマダホールディングス	17,200	1,346.00	23,151,200	
小松製作所	28,600	3,627.00	103,732,200	
コニカミノルタ	27,600	927.00	25,585,200	
キヤノン	24,300	3,897.00	94,697,100	
日産自動車	96,900	1,107.00	107,268,300	
トヨタ自動車	15,200	6,814.00	103,572,800	
本田技研工業	28,500	3,608.00	102,828,000	
ＳＵＢＡＲＵ	28,700	3,606.00	103,492,200	
日本航空	6,400	4,206.00	26,918,400	
トレンドマイクロ	5,700	5,850.00	33,345,000	
日本電信電話	18,400	4,982.00	91,668,800	
ＫＤＤＩ	34,600	2,633.00	91,101,800	
ＮＴＴドコモ	36,900	2,742.00	101,179,800	
伊藤忠商事	54,500	1,974.00	107,583,000	
ローソン	2,400	6,830.00	16,392,000	
あおぞら銀行	6,300	4,305.00	27,121,500	
セブン銀行	25,600	350.00	8,960,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	25,300	3,256.00	82,376,800	

ソニーフィナンシャルホールディングス	8,200	1,900.00	15,580,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	26,800	1,692.00	45,345,600	
日本取引所グループ	26,700	1,835.00	48,994,500	
飯田グループホールディングス	8,000	1,945.00	15,560,000	
合計	795,300		1,964,131,100	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 3月30日現在です。

【ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	653,071,128円
Ⅱ　負債総額	397,921円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	652,673,207円
Ⅳ　発行済口数	478,388,857口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3643円

（参考）

ＵＢＳ　ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,143,700,932円
Ⅱ　負債総額	48円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,143,700,884円
Ⅳ　発行済口数	1,544,745,383口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3877円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2018年3月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

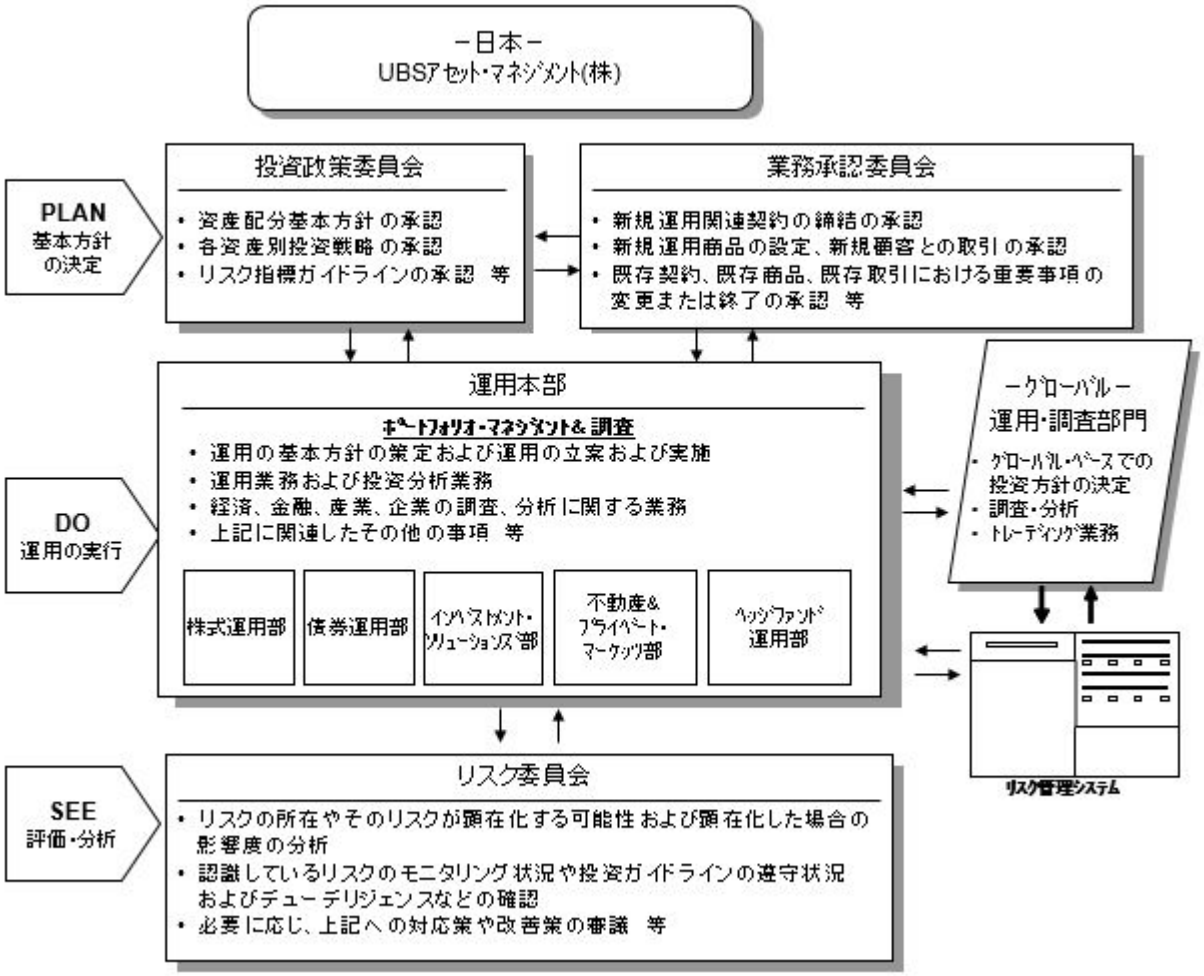

※2018 年 3 月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2018 年 3 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	7	32,895
追加型株式投資信託	80	1,504,988
合計	87	1,537,883

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成３０年３月１９日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　三　浦　　昇　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の平成２９年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （平成28年12月31日）		当事業年度 （平成29年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,493,935		3,719,875
未収入金	*1		64,489		99,677
未収委託者報酬			593,364		608,627
未収運用受託報酬	*1		1,486,015		1,782,978
その他未収収益	*1		1,091,567		586,151
前払費用			14,658		12,225
繰延税金資産			269,000		267,900
その他			986		2,496
流動資産計			6,014,018		7,079,932
固定資産					
投資その他の資産			320,360		258,700
投資有価証券		2,340		200	
繰延税金資産		298,019		238,499	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			320,360		258,700
資産合計			6,334,378		7,338,632

期別		前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）		当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			60,452		57,328
未払費用	*1		1,111,126		1,565,280
未払消費税			84,692		114,988
未払法人税等			245,534		371,144
賞与引当金			825,265		739,529
その他			6,124		17,221
流動負債計			2,333,197		2,865,493
固定負債					
退職給付引当金			143,129		32,350
固定負債計			143,129		32,350
負債合計			2,476,326		2,897,843
（純資産の部）					
株主資本			3,858,091		4,440,788
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,658,091		2,240,788
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,108,091		1,690,788	
繰越利益剰余金		1,108,091		1,690,788	
評価・換算差額等			△ 39		0
その他有価証券評価差額金		△ 39		0	
純資産合計			3,858,051		4,440,788
負債・純資産合計			6,334,378		7,338,632

（2）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）		当事業年度 （自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			6,678,496		7,553,192
運用受託報酬	*1*2		3,117,414		3,264,567
その他営業収益	*1*3		2,141,627		1,818,040
営業収益計			11,937,538		12,635,800
営業費用					
支払手数料			3,595,546		3,942,239
広告宣伝費			112,572		105,687
調査費			132,483		113,392
営業雑経費			162,219		93,526
通信費		10,325		8,307	
印刷費		93,011		64,844	
協会費		13,284		16,642	
その他	*1	45,597		3,731	
営業費用計			4,002,821		4,254,845
一般管理費					
給料			2,946,091		2,672,661
役員報酬		287,825		206,524	
給料・手当	*1	1,915,889		1,821,359	
賞与		742,376		644,777	
交際費			39,972		22,847
旅費交通費			81,909		94,852
租税公課			41,801		75,054
不動産賃借料			240,378		233,280
退職給付費用			299,290		69,860
事務委託費	*1		2,428,660		2,869,133
諸経費			105,794		80,139
一般管理費計			6,183,899		6,117,829
営業利益			1,750,817		2,263,125
営業外収益					
受取利息		61		4	
為替差益		45,366		－	
雑収入		2,344		93	
営業外収益計			47,772		98
営業外費用					
為替差損		－		32,200	
雑損失		1,378		353	
営業外費用計			1,378		32,553
経常利益			1,797,211		2,230,670

税引前当期純利益			1,797,211		2,230,670
法人税、住民税及び事業税			650,618		654,253
法人税等調整額			40,500		60,600
当期純利益			1,106,092		1,515,817

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	805,518	1,355,518	3,555,518	25	25	3,555,544
当期中の変動額								
剰余金の配当			△ 803,520	△ 803,520	△ 803,520			△ 803,520
当期純利益			1,106,092	1,106,092	1,106,092			1,106,092
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						△ 65	△ 65	△ 65
当期中の変動額合計			302,572	302,572	302,572	△ 65	△ 65	302,507
当期末残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	△ 39	△ 39	3,858,051

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	△ 39	△ 39	3,858,051
当期中の変動額								
剰余金の配当			△ 933,120	△ 933,120	△ 933,120			△ 933,120
当期純利益			1,515,817	1,515,817	1,515,817			1,515,817
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						40	40	40
当期中の変動額合計			582,697	582,697	582,697	40	40	582,737
当期末残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788

[注記事項]
（重要な会計方針）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
4,617 千円	829 千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
1. 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）
*1 関係会社に対する資産及び負債
各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
現金・預金	982,912	491,408
未収入金	26,920	2,073
未収運用受託報酬	43,958	9
その他未収収益	188,237	164,575
未払費用	61,898	278,614

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自　平成28年1月1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年1月1日 至　平成29年12月31日
運用受託報酬	172,578	186,422
その他営業収益	307,384	229,742
営業雑経費その他	31,348	2,310
人件費	4,722	2,319
事務委託費	425,587	737,791

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自　平成28年1月1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年1月1日 至　平成29年12月31日
投資助言報酬	61,832	163,225

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 3 月 29 日定時株主総会	普通株式	803,520	37,200	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 3 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第 22 期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,120	43,200	平成 28 年 12 月 31 日	第 22 期定時株主総会の翌日

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 29 年 3 月 31 日定時株主総会	普通株式	933,120	43,200	平成 28 年 12 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第 23 期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,689,120	78,200	平成 29 年 12 月 31 日	第 23 期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成 28 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,493,935	2,493,935	－
未収入金	64,489	64,489	－
未収委託者報酬	593,364	593,364	－
未収運用受託報酬	1,486,015	1,486,015	－
その他未収収益	1,091,567	1,091,567	－
資産計	5,729,372	5,729,372	－
未払費用	1,111,126	1,111,126	－
未払法人税等	245,534	245,534	－
負債計	1,356,661	1,356,661	－

当事業年度（平成 29 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,719,875	3,719,875	－
未収入金	99,677	99,677	－
未収委託者報酬	608,627	608,627	－
未収運用受託報酬	1,782,978	1,782,978	－
その他未収収益	586,151	586,151	－
資産計	6,797,310	6,797,310	－
未払費用	1,565,280	1,565,280	－
未払法人税等	371,144	371,144	－
負債計	1,936,424	1,936,424	－

（注）1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,493,935	－
未収入金	64,489	－
未収委託者報酬	593,364	－
未収運用受託報酬	1,486,015	－
その他未収収益	1,091,567	－
合計	5,729,372	－

当事業年度（平成29年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,719,875	－
未収入金	99,677	－
未収委託者報酬	608,627	－
未収運用受託報酬	1,782,978	－
その他未収収益	586,151	－
合計	6,797,310	－

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度(平成28年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度(平成29年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社及び UBS 銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,133,905
勤務費用	129,056
利息費用	7,655
数理計算上の差異の当期発生額	40,391
退職給付の支払額	△174,348
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	1,136,659

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,032,173
期待運用収益	4,689
数理計算上の差異の当期発生額	△10,033
事業主からの拠出額	141,049
退職給付の支払額	△174,348
年金資産の期末残高	993,530

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,136,659
年金資産	△993,530
小計	143,129
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	143,129
退職給付引当金	143,129
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	143,129

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	129,056
利息費用	7,655
期待運用収益	△4,689
数理計算上の差異の費用処理額	50,424
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	182,446

(注)上記の他、特別退職金 94,403 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	54%
株式	18%
その他	28%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.503%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,440 千円でありました。

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS 証券株式会社及び UBS 銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,136,659
勤務費用	131,944
利息費用	4,792
数理計算上の差異の当期発生額	△37,097
退職給付の支払額	△149,929
過去勤務費用の当期発生額	－
退職給付債務の期末残高	1,086,368

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	993,530
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の当期発生額	67,527
事業主からの拠出額	138,195
退職給付の支払額	△149,929
年金資産の期末残高	1,054,018

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,086,368
年金資産	△1,054,018
小計	32,350
非積立型制度の退職給付債務	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350
退職給付引当金	32,350
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
期待運用収益	△4,695
数理計算上の差異の費用処理額	△104,624
過去勤務費用の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	27,415

(注)上記の他、特別退職金 18,475 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	36%
株式	19%
その他	45%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.486%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970 千円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
繰延税金資産		
未払費用	－	19,700
未払事業所税	2,000	－
減価償却超過額	34,000	20,400
未払事業税	12,000	20,100
株式報酬費用	133,000	129,000
退職給付引当金	100,000	57,100
賞与引当金	255,000	228,200
その他	31,019	31,900
繰延税金資産小計	567,019	506,400
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	567,019	506,400
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	△0
繰延税金負債合計	－	△0
繰延税金資産純額	567,019	506,399

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （平成 28 年 12 月 31 日）	当事業年度 （平成 29 年 12 月 31 日）
法定実効税率	33.06%	30.86%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.11%	2.51%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.34%	△0.07%
過年度法人税等	△0.63%	－ %
その他	△1.42%	△1.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.46%	32.05%

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,340,653 千円	1,715,793 千円	1,202,595 千円	5,259,041 千円

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

日本	米国	その他	合計
2,640,642 千円	1,288,034 千円	1,153,931 千円	5,082,607 千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,755,492 千円	投資運用

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ（*1）	2,272,388 千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBS グループは、世界 50 ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自　平成 28 年 1 月 1 日　至　平成 28 年 12 月 31 日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	なし	金銭の預入れ		現金・預金	982,912
							増加	4,431,353		
							減少	4,102,957		
							運用受託報酬	172,578	未収入金	26,920
							その他営業収益	307,384	未収運用受託報酬	43,958
							その他営業費用	31,348	その他未収収益	188,237
							事務委託費	425,587	未払費用	61,898
							人件費	4,722		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	 424,339 476,111	現金・預金	69,065
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	564億5千万円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	252,836 213,977 70,931 3,512	未収入金 未払費用	26,820 248,567
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	104,157 213,829	その他未収収益 未払費用	23,015 92,394
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	108,129 34,378 61,094	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	121,399 19,262 17,424
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	111,447 926,067	その他未収収益 未払費用	26,987 182,841
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 人件費	291,494 475,473 187,541 10,579	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,301 544,349 83,084
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	881,075	その他未収収益	238,038

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　平成 29 年 1 月 1 日　至　平成 29 年 12 月 31 日）
(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8 億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接 100%	なし	金銭の預入れ		現金・預金	491,408
							増加	5,833,063		
							減少	6,459,229		
							運用受託報酬	186,422	未収入金	2,073
							その他営業収益	229,742	未収運用受託報酬	9
							その他営業費用	2,975	その他未収収益	164,575
							事務委託費	737,791	未払費用	278,614
							不動産関係費(受取)	665		
							人件費	2,319		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万スイスフラン	銀行業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	 164,119 208,766	現金・預金	24,418
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	201,287 224,391 108,562 7,800	未収入金 未払費用	34,377 217,221
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	113,277 141,397	未収入金 その他未収収益 未払費用	51,971 16,548 75,784
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	90,331 61,898 147,077	未収運用受託報酬 未払費用	80,793 12,489
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	201,619 1,097,519	その他未収収益 未払費用	48,968 498,975
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	85,385 245,967 227,617	その他未収収益 未払費用	82,849 136,776
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	916,470	その他未収収益	253,895

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年 1月 1日 至　平成29年12月31日
1株当たり純資産額	178,613円51銭	205,592円08銭
1株当たり当期純利益金額	51,207円99銭	70,176円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成28年 1月 1日 至　平成28年12月31日	当事業年度 自　平成29年 1月 1日 至　平成29年12月31日
当期純利益（千円）	1,106,092	1,515,817
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,106,092	1,515,817
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド
(年２回決算型)

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）
―運用の基本方針―

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」※に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年 2 回決算型）に関して、MSCI はスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。(The funds or securities referred to herein are not sponsored, endorsed, or promoted by MSCI, and MSCI bears no liability with respect to any such funds or securities or any index on which such funds or securities are based.)

２．運用方法

（１）投資対象

ＵＢＳ ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」に連動する投資成果を目指します。
② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として「ＭＳＣＩジャパン高配当利回り指数」構成銘柄に実質的に投資を行います。
③ マザーファンドの運用においては、当該指数との連動性や運用の効率性等を高めるため、当社グループ独自のシステムを活用して、各組入銘柄の比率の調整およびリスク管理を行います。
④ マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本とします。
⑤ 実質的な株式の組入れについては高位を維持することを基本とします。
⑥ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 50％以下を基本とします。
⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5％以内とします。
③ 外貨建資産への実質投資は行いません。
④ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則として毎年 3 月 5 日および 9 月 5 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、上記①の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＭＳＣＩジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年２回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 25 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 38 年 9 月 7 日まで、または第 45 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 27 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、

以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に 1 円または 1 口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1. 特定資産
   - イ　有価証券
   - ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ　約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
   - ニ　金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ　為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である UBS MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第 1 項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券および第 13 号ならびに第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号および第 15 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 20 条から第 24 条、第 26 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 20 条から第 24 条、第 26 条、第 27 条および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前三項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利

とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号二および第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前二項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の空売りの指図範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 27 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第28条 デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、投資信託証券の分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入れ期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入れ期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、投資信託証券の分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前二項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年 3 月 6 日から 9 月 5 日まで、および 9 月 6 日から翌年 3 月 5 日までとします。ただし、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から平成 28 年 9 月 5 日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前二項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬等）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 第 1 項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含み、以下「その他諸費用」といいます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託者は、前 2 項に定める監査報酬等およびその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 前項において監査報酬等およびその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑥ 第 4 項において監査報酬等およびその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

⑦ 第 1 項に定める信託事務の処理に要する諸費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 81 の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬等、その他諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、その他諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項に

規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応ずるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第 10 条第 3 項に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第44条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます。）、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 円または 1 口単位を最低単位とし、委託会社の指定する販売会社が独自に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関

等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出された価額とします。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より 1 年経過後（平成 29 年 6 月 14 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取り扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第 44 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第53条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 28 年 6 月 14 日

委託者　　UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

UBS